

2011年度 修士論文

スポーツ政策分野における政策革新
－地方自治体のスポーツ振興計画に着目して－

Policy innovation in sport policy field
－Focus on sport promotion plan of local government－

早稲田大学 大学院スポーツ科学研究科

スポーツ科学専攻 スポーツビジネス研究領域

5010A059-8

中司 雄基

研究指導教員： 原田 宗彦 教授

目次

第1章 序論	1
第1節 緒言	1
第1項 スポーツをめぐる政策の変遷	1
第2項 スポーツをめぐる組織再編の動き	4
第3項 地方分権社会における地域のスポーツ振興計画	6
第2節 研究の目的	9
第3節 用語の定義：政策革新	9
第2章 先行研究の検討	10
第1節 政策革新に関する研究	10
第2節 政策革新の理論モデル	11
第3節 スポーツ政策過程に関する研究	15
第4節 先行研究のまとめ	16
第3章 研究1・研究2の研究方法及び結果・考察	18
第1節 研究1：政策革新の現状と政策革新に作用する要因の実態	18
第1項 調査概要	18
第2項 調査項目の設定	19
(1) 現在実施するスポーツ振興計画に期待する効果	
(2) 政策革新に作用する要因（相互参照）	
第3項 分析の手順	21
第4項 結果及び考察	22
(1) 政策革新の現状	
(2) 政策革新に作用する要因（相互参照）の実態	
第2節 研究2：自治体が政策革新に至る条件	35
第1項 調査概要	35
第2項 調査対象の選定	36
第3項 調査内容の設定	36
第4項 分析方法	37

第5項 分析の手順	39
(1) 予備的分析	
(2) インタビュー調査対象者の発言データの概念化	
(3) 下位カテゴリーへの統合	
(4) 上位カテゴリーへの統合	
第6項 結果及び考察	45
(1) 不確実性の回避	
(2) 新視点の導入	
(3) 自治体特有の財産	
(4) 自治体内部の連携	
(5) マンパワー	
(6) 概念図の作成	
第4章 結論	59
第1節 結果の総括	59
第2節 研究の限界と今後の課題	60
参考文献一覧	62
付録：調査で用いた質問紙	70
謝辞	74

第 1 章 序論

第 1 節 緒言

第 1 項 スポーツをめぐる政策の変遷

わが国のスポーツ政策は、1961 年に制定されたスポーツ振興法に長い間依拠してきた。全 23 条からなる同法は、スポーツの定義に始まり、行政計画の策定、施設整備、指導者養成、国民体育大会や各種競技の開催、研究の促進、補助金など、スポーツ振興のための基本的な考えを定めており、東京オリンピックの成功、国民体育大会の安定的な開催、各種スポーツ指導者の養成やスポーツ施設整備の促進に貢献し（スポーツ白書、2011）、一部のトップアスリートのみならず、一般大衆へのスポーツの普及・振興への足掛かりとなった。以後、2011 年に初めて国民のスポーツ権を謳ったスポーツ基本法が成立するまでに、10 回改正されているものの、スポーツ振興法に大きな改正はなく、第 4 条で文部科学大臣が定めるものとされていた国のスポーツ振興基本計画も、財源の不確実性を理由に 40 年近く策定されなかった。

時の「スポーツ政策」を明文化した代表的なものが、日本の場合、保健体育審議会答申であるが（関、1997）、間野（2011）はこの約 40 年の間に、1964 年の保健体育審議会の中間答申、1972 年の本答申、そして 1989 年の本答申の計三回スポーツ振興基本計画策定のチャンスがあったとし、いずれも財政事情等により、計画策定にまでは至らなかったことを述べている。各々の答申を概観すると、高度経済成長の最中にあった 1964 年は、国民の生活様式の急激な変化に伴うスポーツ要求の増大を背景に、抽象的であり

ながらも国民のスポーツ振興計画の基本理念が簡潔に提示された（関，1997）答申となっている。また，1972 年は日本におけるスポーツ権論が活発に議論され始めた年でもある（内海，1989），1961 年制定の「スポーツ振興法」の実質化が多いに期待され（内海，1999），その答申の内容も，「到達すべき目標を明示し，これを段階的に実現する総合的な計画を策定することが必要である」という立場を明確にしている。そして，1989 年の答申には，「国・地方公共団体は，21 世紀に向けて，民間との役割分担を考慮しつつ，施設の整備，各種事業の実施，指導者の養成・確保並びにそのために必要な制度の整備，資金の確保などのスポーツ振興方策を体系的，計画的に推進していく必要がある」とその考えが述べられている。以上を踏まえると，間野（2011）が指摘するように，この三度の保健体育審議会答申が国のスポーツ振興基本計画，ひいては我が国のスポーツ政策をかたちづくっていく上で，非常に重要な意味を持つことは疑いようもない事実である。

しかし，鳥井（2000）は，スポーツ振興法が策定・告示されるまでの 40 年間，わが国のスポーツ振興は一貫した（体系化された）理念のないまま，いわば「場当たりの」にスポーツに関する施策を打ち出してきたことを指摘し，佐野（2011）は，スポーツの果たす役割や機能が複雑化している状況やスポーツを通じた国際社会への参画など，今日的なニーズへの対応が遅れたと述べている。このように，長期にわたり国のスポーツ振興計画が不在であったことは，スポーツ政策上の大きな問題点であった（斎藤，2008）との見方もあるが，地域に目を向けると国のスポーツ振興基本計画は，地方自治体がスポーツ振興計画を策定する大きな契機となったといえる（成瀬・田崎，2006）。

スポーツ政策調査研究報告書（2011）によれば、2011 年 1 月現在、スポーツ振興の指針となる計画や構想が「ある」と回答した自治体は、都道府県で 97.9%（1 自治体のみ「ない」と回答）、市区町村で 36.7%であった。また、スポーツ振興の指針となる計画や構想が「スポーツ振興に関する独立した計画」として位置づけられていると回答した自治体は都道府県で 95.7%, 市区町村で 66.1%であったことが報告されている（図 1）。

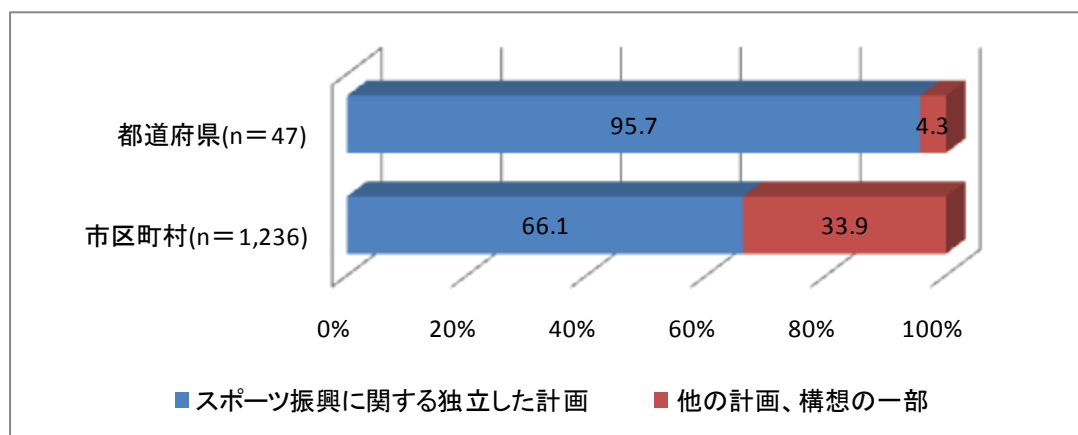


図 1：地方自治体におけるスポーツ振興計画の策定状況

（注）スポーツ政策調査研究報告書（笹川スポーツ財団，2011）を参考に筆者作成。

こうした地域のスポーツ振興計画（スポーツ推進計画）について、スポーツ振興法第 4 条では、「国のスポーツ振興基本計画を参しゃくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする」とされており、現行のスポーツ基本法では、第 10 条に「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」と奨励的な文言で記載されている。またスポーツ基本法第 4 条には、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、

国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とも述べられている。

地域におけるスポーツ政策の展開は地域のスポーツの発展を促すとともに、その存在を規定する重要な要因になっていることがうかがわれ、地域のスポーツに関する政策の分析は、地域のスポーツの意味あるいは価値や構造を検討する上で欠くことのできない研究課題である。さらに、国民スポーツあるいは市民スポーツ、さらには生涯スポーツと言われるものも一般に日常生活を営む場において、つまり地域において展開されることから、「地域」はスポーツ政策を考える上で基本的な視点にならざるを得なく、そのため、地域のスポーツに関する政策の研究は、実践的な意味においても重要なものとなっている（中山，2000）。したがって、本研究では地域における行政主体である地方自治体のスポーツ振興計画に着目し、研究を進めることとする。

第2項 スポーツをめぐる組織再編の動き

わが国におけるスポーツ行政は文部科学省を中心に展開されてきた。その法的根拠とされる文部科学省設置法（1990）第3条には、「文部科学省は、教育の振興および生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツおよび文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする」ことが記載されている。こうしたことから、いわゆる文教行政における社会体育的側面が強く押し出される結果となり、わが国においてスポーツ政策の対象となるスポーツの法的解釈は、たとえその対象がスポーツという現象に

向けられているとしても体育的性格が強く、その意味で「体育政策」としてつねに存在しており、半ば強制的にスポーツ政策が体育政策に読み替えられてきた（菊，2006）経緯がある。

他方、地方自治体におけるスポーツ行政は、1956年に制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律を法的根拠として、主に教育委員会のスポーツ所管課によって担われ、長く地域スポーツ振興の核となってその責務を果たしてきた。しかし、2007年の同法改正によって、これまでの状況は大きく変化し、地域にとってはスポーツをめぐる組織再編のきっかけとなった。同法第24条の2には「条例の定めるところにより、当該地方自治体の長がスポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く）の事務を管理し、及び執行することとすることができる。」ことが記載され、学校教育以外の事務であるスポーツや文化は、知事または市長村長が管理、執行することが法律上可能になったのである。

スポーツ行政部署の首長部局への移管は、スポーツに直接または間接的に関わるさまざまな業務の一元化や効率化などを目的としているが（スポーツ白書，2011）、現在に至るまで、知事部局や市長部局がスポーツ行政を担う自治体が急激に増加しているという傾向はみられない。しかし、少しずつではあるが確実に組織の再編の動きは進展していると思われる。スポーツ政策調査研究報告書（2011）によれば、2011年1月現在、地方自治体におけるスポーツ担当部署は、都道府県では「教育委員会」が83.0%で、「首長部局」が17.0%であった。また、市区町村では「教育委員会」は91.3%、「首長部局」は8.3%であった（図2）。

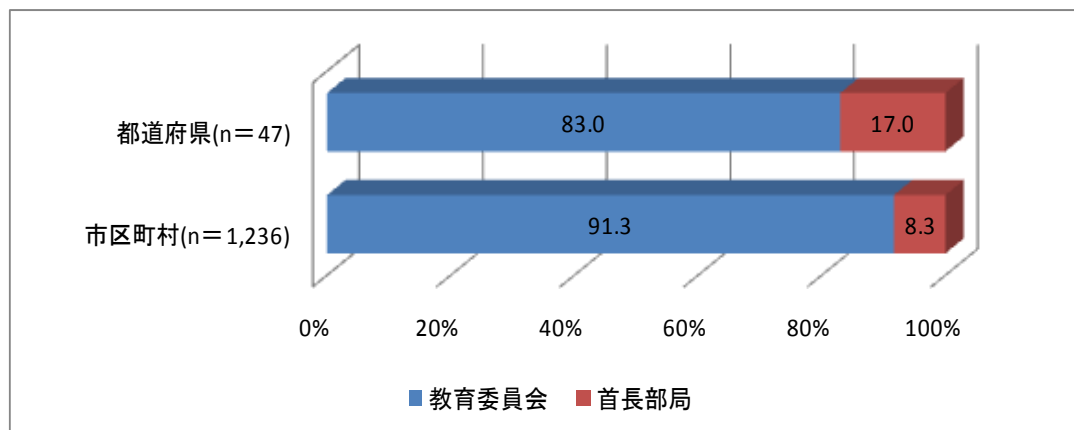


図 2：地方自治体においてスポーツ行政を担う組織体制

(注) スポーツ政策調査研究報告書（笹川スポーツ財団，2011）を参考に筆者作成．

また、首長部局におけるスポーツ振興部局の名称は、「観光部局」「環境文化部」「こども未来部」などであったことを報告している．以上を踏まえると、渡（2010）が指摘するように、少なくとも行政組織上においてスポーツ政策は「体育」にこだわる必要はなくなったといえる．

第 3 項 地方分権社会における地域のスポーツ振興計画

わが国においては、1995 年に地方分権推進法が制定され、2000 年には地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）が施行された．そして、2007 年に地方分権改革推進法が施行され、地方分権改革推進委員会が設置された．これらの法律を法的根拠として、国と地方の役割分担を明確にし、国も地方も自己決定、自己責任の原則に基づいて行政を運営できるようにするために、地方公共団体の自主

性・自立性を高める（山崎，2003）という地方分権の理念が示されるようになった．実際の地方分権とは，地方の自己決定，自己責任が拡大していくということに他ならず，これを換言すれば国の関与が減少していくということを意味している（真山，1999）．

第2項で示した組織再編の動きは，この地方分権社会に向けた行政側の取り組みであるといえる．成瀬（2008）は，スポーツ行政を教育委員会という組織に固執せず，様々な組織で行うことで，多様な市民のニーズに対応しやすくなり，より良い行政サービスが提供できる可能性があると指摘し，真山（1999）もスポーツ政策を文部省，地方の教育委員会という枠組みだけで捉えていくのではなく，少なくとも地方ではより総合的に捉え，色々な視点からスポーツを見ることの必要性を語っている．したがって，地方分権社会におけるスポーツ振興は，地方公共団体の役割が重要となり，地域住民の声を反映し，地方の実情に適合的な計画の策定が必要であると考えられる．現代社会において「中央集権」から「地方分権」へ機が熟しつつある今，地方・地域からの政策立案の可能性は高まっているといえる（成瀬・田崎，2006）．

中山（2000）が，地域におけるスポーツ政策は，国の政策によって統一的に定立されている面を持ちながらも，その具体化に関しては各自治体の意思決定に委ねられていると述べているように，現在，わが国のスポーツ行政計画¹として位置づけられているスポーツ振興基本計画には，「個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること等を基本として，地域の特性を生かしつつ，魅力ある地域づくりを進めている各地方公共団体におい

¹ 行政計画とは，「行政機関が，行政上の目標を設定し，その目標を達成するための手段を統合することによって示された行政活動基準」のことである（成瀬，2011）．

では、自らの選択と責任に基づく主体的な地域づくりの一環として、創意と工夫を凝らしたスポーツ施策を推進することが期待される。」と記載されている。

しかしながら、地方に対する中央の影響が反映された結果、自治体の計画の施策項目は、国のスポーツ振興基本計画の施策と類似していること（成瀬，2008），あるいは，地方自治体のスポーツ政策は独自性があるとは言い難く，国の政策に準じて各種施策が進められているのが実態である（川邊・柳沢，2009）ことなどが指摘されてきた。さらに，地方自治体におけるスポーツ施策イノベーション調査（2011）においても，地方自治体におけるスポーツ振興計画・施策目的の多様化はあまりみられなかったことが報告されている。一方で同調査は少数であるものの，シティセールスや観光関連産業の振興といった施策目的をもつ自治体の存在を指摘しており，スポーツ政策分野における新たな潮流が生まれていることを明らかにした。

真山（2009）は，社会が複雑かつ急激に変化していることから，国のスポーツ振興基本計画の実効性や合理性にゆらぎが生じているという「現代的限界」を指摘した。しかし，地方自治体におけるスポーツ振興計画は，依然として国の計画との類似性が指摘される現状にある。少し前から「地方の時代」の到来と称され（吉田，2007），地域主権が叫ばれる現代にあっては，必然的に国のスポーツ政策をなぞらえただけではない，自治体発の政策策定が求められよう。したがって，新たに生まれつつあるスポーツ政策の潮流に目を向け，その実態を明らかにすることは，重要な研究テーマに成り得ると考えられる。

第2節 研究の目的

以上のような背景を踏まえ、本研究では地方自治体のスポーツ振興計画における新しい潮流、すなわち新しい施策上の試みを捉えた①政策革新の現状を明らかにすること、②政策革新に作用する要因の実態を明らかにすること、そして、③どのような条件のもとで、自治体が政策革新に至るのかを明らかにすることの3つを研究目的とした。なお、地方自治体において策定されたスポーツ振興に関する計画は、自治体ごとにその名称が様々であるため、本研究では、国のスポーツ振興基本計画との違いも考慮に入れて、地方自治体において策定されたスポーツ振興に関する計画の総称として「スポーツ振興計画」とする。

第3節 用語の定義：政策革新

政策革新研究における政策革新とは、ある主体にとってまったく新規であると認識された政策のことであるが(岡本, 2002), 本研究における政策革新の定義は、伊藤(2007)に倣い「中央政府からの自律性²あるいは新規性³のある政策が自治体で採用されること又はその政策自体」とする。

² 中央政府からの自律性とは、中央政府の指示や強制を受けて行うものではないということの意味する伊藤(2007)。したがって、本研究においては、わが国における現行の行政計画であるスポーツ振興基本計画を一つの基準とする。

³ 新規性とは、革新とかイノベーションといった言葉に付随するイメージのとおり、何らかのブレイクスルーがあつて、これまで行われてこなかった新しい工夫を加えることであるが、これに対して政策革新研究における「革新」の定義では、革新の創始だけではなく、その普及までを視野に入れているため、その主体にとって新規なものであれば、開発から何年経過していても革新とされる。したがって、新規性のある政策が必ずしも優れた政策であることを保証しないということの意味する(伊藤, 2007)。

第2章 先行研究の検討

第1節 政策革新に関する研究

これまで政策革新に関する研究においては、ある主体が導入した革新が、他の異なる主体へと「波及」していくことにもっぱら関心が向けられてきており（岡本，2002），伊藤（2002）は、その「政策波及」を新政策が地方自治体に順次採用され全国的に広がっていく現象であるとした。したがって、政策革新に関する研究は、概ね政策過程研究の中で扱われてきたといつてよい。この研究領域では、自治体の政策はどのように生み出されてくるのか、またどのように新政策の検討が開始され、政策案が策定され、決定に至るのかを明らかにすることを中心的な課題としている（伊藤，2004）。

政策波及過程研究において、Walker（1969）は、先行自治体をリーダーとして他の自治体に波及していくという「水平波及」を明らかにし、Gray（1973）は、政策の質によって波及パターンが異なることを示した。また、村松（1975）は、政策波及過程の理論的整理を試みており、自治体から他の自治体への直接波及、自治体から国を経由して他の自治体に及ぶ波及、ある自治体の政策が国によって拒絶されたにも関わらず他の自治体に採用される波及の三つに分類している。さらに、この政策波及過程の分析基軸を「時間」に置いた研究として、高校入試改革の普及を扱った中澤（2002）、地方自治体における条例の制定・波及過程を扱った（伊藤，2002）、行政評価の導入・波及過程を扱った古川・森川（2006）などがある。

政策革新に関する研究においては、政策波及の政策内容に着目して、再モデル化させ

た「政策移転」という概念も存在する（鎌田，2010）．Dolowitz（2000）は，政策移転を「他国のアイディア・制度・プログラム・政策を基にして，自分の国のプログラム，政策，制度が発展する現象」とした．例えば，米国情報の自由法がカナダには移転されたのに，なぜ米国に移転されなかったのかを探究する研究（Bennett，1991）や，日本をモデルとして導入した韓国のマニフェストが短期間でいかに普及したのかを明らかにした研究（河，2007）などある．また，Dolowitz（2000）は，どの程度政策が移転されるかに着目して類型を行い，**copying**（そのまま移転），**emulation**（アイディアのみ採用），**mixtures**（いくつかの政策の組み合わせ），**inspiration**（刺激のみを受け，独自に新政策を作成）という 4 つの区分を示した．その他，わが国を対象とした研究では，航空輸送産業における規制緩和を事例とした秋吉（2004）や行政組織改革の日英比較を事例とした内山（2005）らの研究が挙げられる．

第 2 節 政策革新の理論モデル

伊藤（2002）は，自治体の政策革新は，「内生条件」と「波及要因」の組み合わせによって生まれることを指摘している．「内生条件」とは当該自治体が管轄する領域の，政治的・社会的・経済的条件のことで，政治アクターの選好や勢力を表す要因（政治的要因）と政策に影響を与えるであろう社会的・経済的環境の状態を示す要因（社会・経済要因）の 2 つに分類される．この「内生条件」によって始まった政策採用の動きを促進させるのが，「波及要因」の相互参照と横並び競争である．相互参照とは，政策決定に際して，他の自治体の動向を参考にする行動であり，横並び競争とは，国が政策を採用し

た後、国の政策と同様の政策を採用する行動であると定義づけられている。以下は、これらを理論的に説明したモデル図である（図3）。

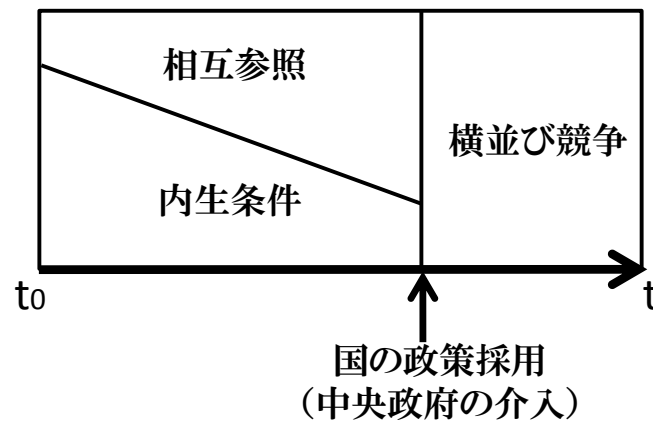


図3：動的相互依存モデル 伊藤（2002）

伊藤（2002）が提唱したこの「動的相互依存モデル」は、自治体が新たな政策課題に向き合い、自前の政策資源を用いて地方独自の新政策を生み出し、時には国政レベルで実現しない政策転換を成し遂げるメカニズムを明らかにする理論モデルであるとされる。

横軸に沿って左から右へ時間が経過していることを示しており、左方に位置する初期の政策採用自治体では「内生条件」の果たす役割が大きく、時間が経つに従って、相互参照の占める部分が拡大していくことを表す。具体的に、国の政策採用のない段階では、内生条件が整った自治体から新政策を採用していくことになり、相互参照がその動きを促進し、時間の経過とともに隣町の採用を契機に検討を始める自治体が増加していくことになる。そして、ある時点で国が参入し、同種の政策採用に至る。これは、中央政府からのゴーサインを意味し、ここからは横並び競争が自治体を政策採用に駆り立てることになるのである。

こうした自治体の動きは政策革新に伴う不確実性の回避に起因すると考えられる。

March and Olsen (1976=1986) は、政策採用の先駆者は、新政策を採用することによってもたらされる結果を予測し、評価しながら、意思決定しなければならないが、起こりうる全ての事態を人間が予測できる訳ではないということを述べている。したがって、自治体が新政策を採用する場合、それが一定の効果をもたらすのか、あるいは採用によって反対勢力が生まれないかといった不確実性への対処が求められるのである（伊藤，2002）。内生条件が整っている自治体にとって、他の自治体の動向を参考にする行動（相互参照）は、新政策開発のコストのみならず、不確実性低減の一助となることは容易に想像できる。

以上を踏まえれば、「相互参照」が政策過程を起動・推進する際、特に重要な役割を果たすことが分かる。このことを裏付けるのは、政策形成の情報源として最も用いられているのは、他の自治体の経験である（地方自治研究資料センター，1979）という報告や、政策形成の中心的役割を果たす課長クラスは、他の自治体を政策アイディアの重要な情報源としている（中野，1992）といった指摘である。さらに、自治体が特定の自治体を対象として政策水準を準拠している（藤村，1999）こと、新政策採用の際、自治体は先進・先行事例を参考にする傾向が強い（薄井・並木，2002）ことなども先行研究で指摘されている。すなわち、自治体の様々なレベルにおいて政策革新の波及要因である「相互参照」が行われることで、国内政策が発展してきたのである。

なお、第1節で述べた「政策移転」と「相互参照」は非常に似通った概念であるものの、イコールではないことを伊藤（2003a）は述べている。「政策移転」は、他の政策採

用主体の政策を受容する行為又はその結果として政策内容が類似する現象であるが、「相互参照」は他の主体の動向を参考にする行為であって、必ずしも政策内容が類似することとは保証しない。したがって、相互参照は政策移転よりもやや広い行動を指し示す概念であるといえ、相互参照が行われる結果、政策移転が起こり、概ね政策内容が類似すると考えてよいことになる。

また、先述した「動的相互依存モデル」は、高齢者福祉施策の現状分析を行った佐々木（2005, 2007）によってモデルの説明力が実証されているほか、古川・森川（2006）の研究では、地方自治体における行政評価導入を事例として、このモデルがほぼそのまま適用されている。近年の研究では、高等教育における政策波及、及び機関の意思決定を明らかにした村澤（2009）、少子化対策の政策過程を明らかにした鎌田（2010）、日本のホームヘルプ制度の波及に関する予備的研究を行った西浦（2011）など多岐にわたる政策過程研究において参考にされている。そして、本モデルは、これまでの政策革新研究の流れから逸脱するものではなく、「内部要因仮説」及び「社会的学習過程仮説」を十分踏襲していると考えることが出来る。政策革新研究における内部要因仮説とは、革新を規定する要因を各主体に固有の特質に求める考え方であり（岡本，2002）、動的相互依存モデルにおける「内生条件」に該当する。一方、社会的学習過程仮説とは、ある主体が新たな政策を導入しようとする場合には、すでに同様の政策を導入している他の主体の例を参考にするという考え方であるため（岡本，2002）、「相互参照」に該当するといえる。

第3節 スポーツ政策過程に関する研究

間野（2010）は、スポーツ政策研究を「国家・中央政府・地方政府などによる、スポーツについての様々な施策を対象とし、そのプロセス・決定方法や評価に関して行う研究。国際機関が行うスポーツについての施策も含む。」と定義づけた。しかし、スポーツ政策に関する研究動向を調査した田中（2007）は、スポーツ行政及びスポーツ政策に関する研究は、親学問の成果を意識しつつも、明確な方法論に依拠した理論構築がなされているよりも、目前の問題に対し対症的に提言していくという各論が目立つことを指摘し、その研究の多くが政策や行政組織の解説に終わっているものが大半を占めている現状であったと結論づけている。実際に、田中（2007）が調査対象とした「学術団体の論文誌に掲載された論文、国内の博士論文、学術書」以外の先行研究を概観しても、スポーツ政策の現状や課題を挙げた研究（内海，1994；辻田，1997；岡田，1999；高橋・時本，1999；小林，2003；渡，2010；澤田，2011），あるいはスポーツ政策を類型化した研究（沖田・齋藤，2009）などが散見された。一方、間野（2010）は、スポーツ政策研究に関する国内外の学術誌から、スポーツ政策研究についての潮流を概観した上で、今後のスポーツ政策研究は、「政策の分析」から「政策のための分析」へ、evidence-basedの実証研究、論文数・発表件数の増大、研究者の増大、研究組織のイノベーションがスポーツ政策研究全体の発展に向けて求められると結論づけている。

山川（1997）は政策科学分野における研究領域として、政策の研究、政策過程の研究および政策科学の研究を挙げているが、本研究で着目するスポーツ政策過程に関する研究は、その政策過程を時系列的に概説しているものが多い。例えば、尾崎（2002）は、

オリンピック東京大会選手村の選定過程を，加藤（2004）はスポーツ振興くじ法を，宮本・勝田（2011）は，国政レベルのスポーツ政策を対象に研究を行っており，中村（2005）や川邊・柳沢（2009）のように，既存学問の理論モデルに依拠し，スポーツ政策過程を検証した研究の数はそう多くはない．

武田（2011）が，今後，スポーツ政策研究を一つの研究領域として構築し，スポーツ政策に関する諸問題の解決をより科学的，学問的にはかっていくためには，政策に関する既存学問の理論モデルや枠組みをさらに意識した研究を行うこと，あるいは，すでに日本において研究が進展しつつある政策学または政策科学の理論や方法を応用して研究を行うべきであると述べていることから，スポーツ政策過程研究においては，より一層の研究蓄積が求められると考える．

第4節 先行研究のまとめ

本章では，政策革新に関する研究および理論モデルを概観した上で，政策過程に着目し，スポーツ政策過程に関する先行研究のレビューを行った．その結果，親学問である政策過程研究の蓄積は進展しているものの，スポーツ政策分野においては依然としてスポーツ政策自体（政策そのもの）を分析対象とした論文が多くを占め，スポーツ政策過程に関する研究，特に既存学問の理論モデルを用いた研究は決して多いとはいえない現状が明らかになった．

間野（2010）や武田（2011）が「今後のスポーツ政策研究」を論じるように，まさにわが国のスポーツ政策研究は転換期にあるものと考えられ，その研究蓄積は急務である

といえる。そのような背景から、本研究においては伊藤（2002）の動的相互依存モデルを援用し、スポーツ政策分野における政策革新の実態を明らかにすることを試みた。既存学問の理論モデルを応用した本研究の試みは、スポーツ政策過程の理解に向けた有用な基礎資料になり得るものと考えられる。

第3章 研究1・研究2の研究方法及び結果・考察

本研究においては目的①～目的③の達成のため、量的研究・質的研究の両側面から検討した（トライアングレーション⁴による検討）。量的研究を行った研究1では、現在地方自治体が実施するスポーツ振興計画に期待する効果を手掛かりに、目的①：政策革新の現状を明らかにすること、そして、目的②：政策革新に作用する要因（相互参照）⁵の実態を明らかにすることを試みた。また質的研究を行った研究2では、目的③：どのような条件のもとで、自治体が政策革新に至るのかを明らかにすることを試みた。

なお、伊藤（2002）は、政策過程研究には2つの研究アプローチ（総体レベル、個体レベル）が存在することを述べているが、本研究において研究1では、複数の自治体間の相互作用を視野に入れた「総体レベル」のアプローチを、研究2では、政策を採用する個々の自治体、特に新政策を採用した自治体の内部を観察する「個体レベル」のアプローチをとった。

第1節 研究1：政策革新の現状と政策革新に作用する要因の実態

第1項 調査概要

本研究における目的①、②の達成のため、地方自治体を対象とした郵送法による質問

⁴ トライアングレーションとは、創出された分析結果を確かなものにするために、複数の調査者、複数のデータ源あるいは複数の方法を使うこととされる（Merriam, 1998＝2004）。

⁵ 本研究が依拠する動的相互依存モデル（伊藤，2002）において、政策革新に作用する要因として「波及要因（相互参照）」が挙げられた。

紙調査を実施し、調査期間を 2011 年 7 月 2 日～8 月 10 日の計 40 日間に設定した。また、調査対象は全ての都道府県、政令指定都市、中核市、特例市を含めた全国 147 自治体のスポーツ振興担当部署とした。147 自治体に質問紙を郵送したところ、113 自治体から有効回答を得ることができ、全体の回収率は 76.9%であった。その内訳を、表 1 に示す。

表 1：質問紙調査における回収率

	回収数	配布数	回収率 (%)
都道府県	39	47	83.0
政令指定都市	14	19	73.7
中核市	30	41	73.2
特例市	30	40	75.0
合計	113	147	76.9

第 2 項 調査項目の設定

(1) 現在実施するスポーツ振興計画に期待する効果

現在実施するスポーツ振興計画に期待する効果に関する項目では、地方自治体におけるスポーツ施策イノベーション調査報告書（2011）に記載のある、テキストマイニング分析の結果抽出された項目を用いた（図 4）。採用した項目は、図中に赤丸で示した「スポーツ人口拡大」、「スポーツ振興」、「地域活性化」、「地域コミュニティ形成」、「経済効果」、「宣伝/P R」、「知名度向上/イメージアップ」、「一体感/連帯感の醸成」、「交流を深める場の創出」、「生きがいづくり」、「青少年の健全育成」、「競技力向上」、「健康増進/体力向上」、「施設整備/有効活用」の計 14 項目である。実際の質問紙では、「貴自治体で

は現在どの効果を期待して主なスポーツ政策⁶を実施されていますか。」と尋ね、複数回答可で期待する効果について回答を求めた。

なお、同調査では、「スポーツを通じた地域活性化に関する効果」について、本研究とほぼ同様のサンプル（都道府県、政令指定都市、中核市、特例市を含めた全国 146 自治体）から得た自由記述回答（n=103）を質的データ分析ソフト Vext Miner を用いてテキストマイニング分析を実施している。

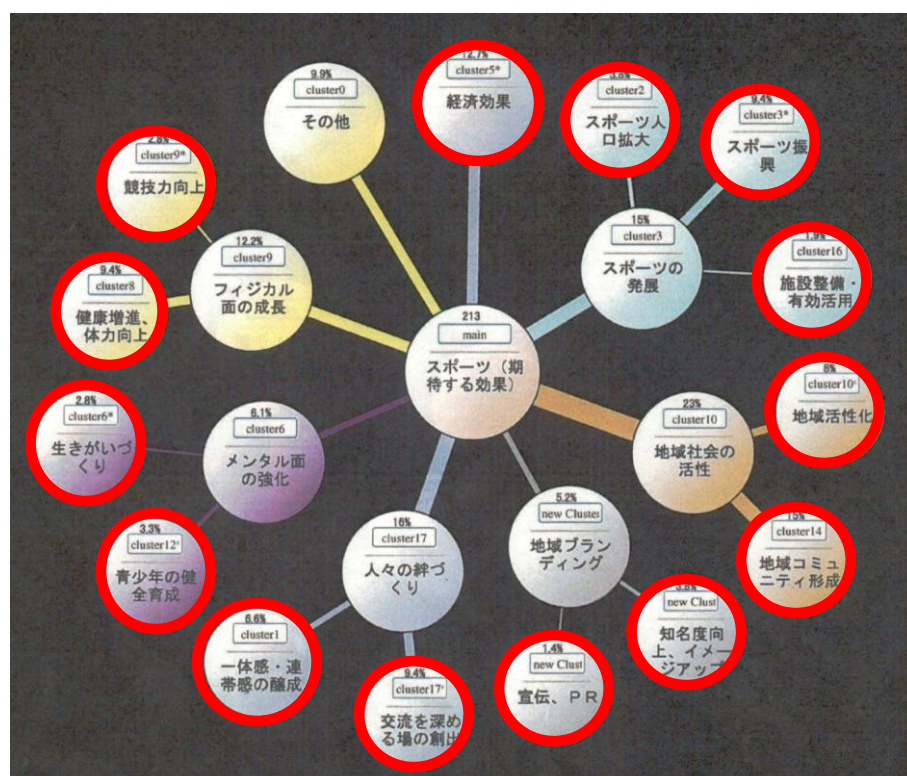


図 4：テキストマイニング分析結果

（注）地方自治体におけるスポーツ施策イノベーション調査報告書（2011）より引用

⁶ 質問紙上において、以下の文書を注釈として記載した。

※「主なスポーツ政策」とは、貴自治体のスポーツ振興に関する基本的な方針、計画（例：〇〇市スポーツ振興基本計画）を対象としてお書きください。

(2) 政策革新に作用する要因（相互参照）

相互参照に関する項目では、伊藤（2004）が景観条例における相互参照を調査した際に用いた項目を参考に作成した。採用した項目は、「情報交換の場」、「スポーツ政策に関する情報入手経路」、「スポーツ政策検討のきっかけ」、「スポーツ政策検討時の課題」である。

第3項 分析の手順

まず、各自治体が回答したスポーツ振興計画に期待する効果に関する14項目の間に、何らかの規則性が見出せるのか、また、それらと地方自治体との関係性を検証するため、コレスポネンダ分析⁷を行った。さらに、スポーツ振興計画に期待する効果の類型化を試みるために、コレスポネンダ分析により算出されたカテゴリースコアを基にクラスター分析を行った。なお、クラスター分析の手法としては、平方ユークリッド距離・Word法による階層的クラスター分析を用いた。次に、先行研究において、政策革新に作用する要因であるとされた「相互参照」の実態を明らかにするため、相互参照に関する項目のクロス集計およびカイ二乗検定を行った。以上の分析には、統計パッケージ SPSS Statistics 19 を用いた。

⁷ 本研究でコレスポネンダ分析を用いる場合、14項目の内、「どの項目」と「どの項目」が似た効果であるかを発見することができ、また、「どこの自治体」と「どこの自治体」が似たパターンの効果を期待しているかを発見することができる。すなわち、14項目の間に何らかの規則性はあるか、また、それらの項目群と自治体群との関係性はどうか、ということを視覚的に検証できるのがコレスポネンダ分析である（内田、2006）。

第4項 結果及び考察

(1) 政策革新の現状

コレスポンデンス分析の結果、イナーシャの寄与率は、2次元の累積で36.9%（第1次元の寄与率：23.5%，第2次元の寄与率：13.4%）という結果になった。今回用いた14項目の各々に対して「はい」、「いいえ」で回答するような「二値の応答型データ」を用いる場合、寄与率の値は大きくならない（内田，2006）との指摘があること、また40%以下の寄与率のコレスポンデンス分析の結果を活用した先行研究も散見されたことなどから、本研究では、この結果を採用することとした。

図5に、スポーツ振興計画に期待する効果に関する項目の布置図を示す。コレスポンデンス分析では、その頻度から項目間の類似度を距離化してその関係をグラフに描くため、実際のグラフでは、項目間の距離が近ければ近いほど、項目間の類似性は高くなる（田崎，2003）。したがって、図5において、近距離の項目同士は似た効果であるということができる。

実際に、コレスポンデンス分析により算出されたカテゴリースコアを基に行ったクラスター分析では、3つの類似したグループに大別することが出来た。第1クラスターは、「スポーツ人口拡大」、「スポーツ振興」、「競技力向上」、「健康増進/体力向上」、「施設整備/有効活用」といった項目群で形成され、第2クラスターは、「地域活性化」、「地域コミュニティ形成」、「一体感/連帯感の醸成」、「交流を深める場の創出」、「生きがいくくり」、「青少年の健全育成」といった項目群で形成されている。そして、第3クラスターは、「経済効果」、「宣伝/PR」、「知名度向上/イメージアップ」という3つの項目で形成され

た．なお，コレスポンデンス分析に用いることが出来た有効回答は，全部で 91 自治体であった．

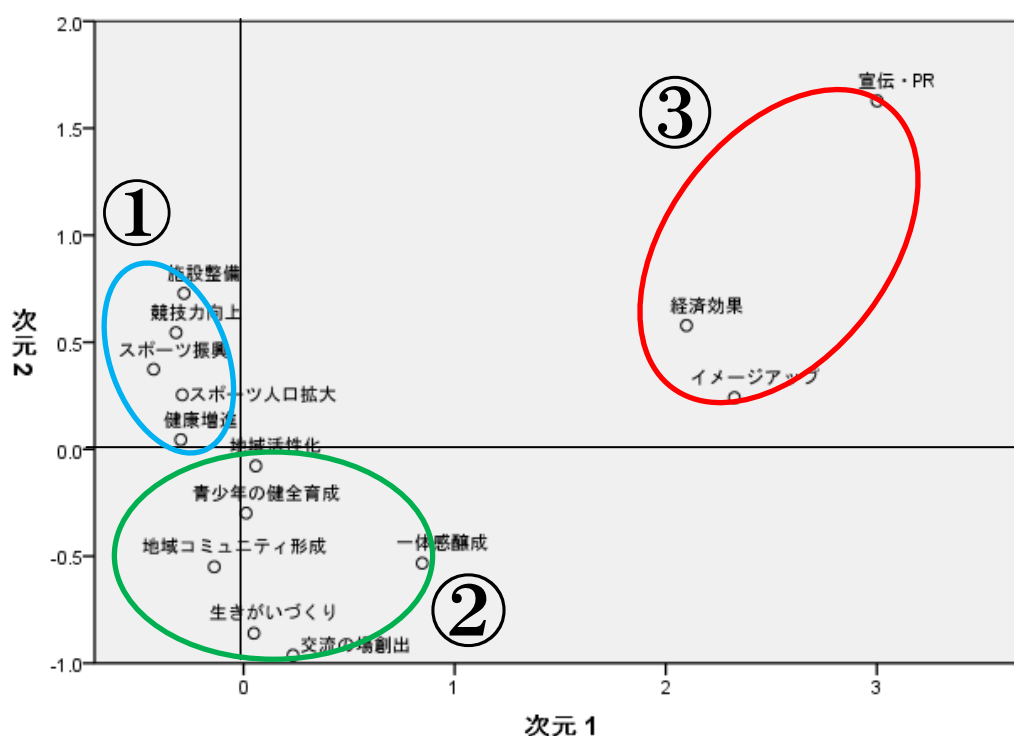


図 5：スポーツ振興計画に期待する効果に関する項目の布置図

図 5 を視覚的に解釈すると，第 3 クラスタは，第 1，第 2 クラスタに比べて極めて異質であることが分かる．したがって，地方自治体のスポーツ振興計画において第 3 クラスタは，新しい施策上の試みであることが示唆される結果となった．

佐伯（2006a）は，戦後スポーツ政策の変遷について，日本の経済成長に伴う社会変化に基本的に対応しており，大きく 4 つの段階を経て変容・発展してきたことを述べている．その 4 つの段階とは，啓発的な性格を持ち，教育政策の特徴を強くもった 1960

年代の「社会体育」振興政策にはじまり、急激な産業化による経済の高度成長の中で、スポーツの楽しみを通じた地域住民の交流を重視した 1970 年代の「コミュニティスポーツ」振興政策、日本におけるスポーツ享受の社会的格差を是正し、スポーツの平等化と民主化を推進する 1980 年代の「みんなのスポーツ」振興政策、そして生涯学習振興の一環である 1990 年代の「生涯スポーツ」振興政策である。第 1, 第 2 クラスタを形成する項目群は、この「社会体育、コミュニティスポーツ、みんなのスポーツ、生涯スポーツ」という政策変遷の流れの中に当てはまると考えられるが、第 3 クラスタの項目群は、これらの枠組みに該当しないことから、政策上の新視点であることが推察される。また、これは原田（2011）がスポーツ基本法の立法精神とした「Development of Sport」から「Development through Sport」すなわち、「スポーツ自体（スポーツそのものの）の発展」から「スポーツを活用した発展」という考え方に齟齬するものではなく、スポーツ基本法の制定という時代背景に合致した革新的なスポーツ施策であると捉えることが出来る。

図 6 は自治体の布置図で、図の中にある数字は分析に用いた自治体の一つ一つを表している。図 6 を視覚的に解釈すると、先行研究の指摘通り依然として国のスポーツ政策に準じた効果（第 1, 第 2 クラスタの項目群に挙げられた効果）を期待する自治体（i）が多数を占めていることが確認された。しかし一方で、その数は多くないものの、いくつかの自治体は第 3 クラスタ付近に布置されていることが分かる。これらの自治体群（ii）は、「経済効果」、「宣伝/PR」、「知名度向上/イメージアップ」といった効果を期待する、いわば革新的なスポーツ施策を志向する自治体群であることが示された。

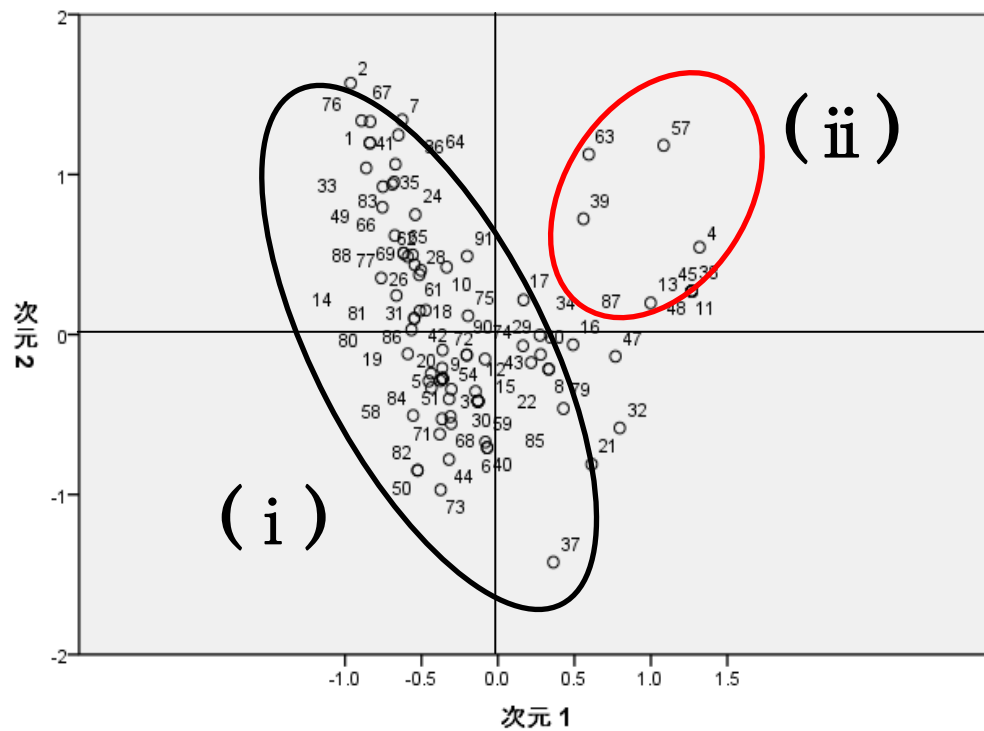


図 6：自治体の布置図

先行研究においては、波及要因である「相互参照」が政策革新の鍵概念であるとされてきたことから、スポーツ政策分野においては相互参照が活発でない可能性が疑われ、相互参照が活発かどうかという新たな疑問がわく。そこで、次頁において、スポーツ政策分野における相互参照の実態を明らかにすることを試みる。

(2) 政策革新に作用する要因（相互参照）の実態

はじめに，自治体の日常的な情報収集についてみていく．表 2 に示すように，自治体の行政区分が大きくなる程，情報収集が活発化する傾向にあることが分かる．規模の大きい自治体程，必然的に対応すべき政策課題が増えるために，このような結果になったことが推察される．

表 2：日常的な情報収集

	日常的な情報収集		合計
	担当業務として日常で実施	課題があるときにのみ実施	
都道府県	29	10	39
	74.4%	25.6%	100.0%
政令指定都市	12	2	14
	85.7%	14.3%	100.0%
中核市	14	15	29
	48.3%	51.7%	100.0%
特例市	10	20	30
	33.3%	66.7%	100.0%
合計	65	47	112
	58.0%	42.0%	100.0%

次に，相互参照の手掛かりとなる，スポーツ政策に関する情報入手経路全体の現状を示す．表 3 の結果から，ホームページや新聞といったメディア媒体に続いて，他自治体の担当者が情報源となっており，スポーツ政策に関する情報収集においては，他自治体の担当者が重要な役割を果たしていることが明らかになった．情報化社会が進む現代においても，情報源として「人」が重視されていることは，特筆すべき点である．

表 3：スポーツ政策に関する情報入手経路

(複数回答 = 113)	n	%
ホームページ	107	94.7
新聞	79	69.9
他自治体の担当者	73	64.6
県の担当部局	66	58.4
雑誌	43	38.1
国の担当部局	40	35.4
研究会・勉強会	35	31.0
有識者	29	25.7
専門書・学術書	13	11.5
コンサルタント	2	1.8

この情報入手経路（他自治体の担当者）を更に詳しく、自治体区別にみたのが表 4 である。このクロス表では特例市において、他の自治体区分とは明らかにパーセンテージの傾向が異なることが分かる。おそらく規模の小さい自治体では、地域資源や財源とといったリソースの不足を補う目的で、より活発な情報収集が行われているのであろう。

表 4：情報入手経路（他自治体の担当者）

	情報入手経路 (他自治体の担当者)		合計
	いいえ	はい	
都道府県	13 33.3%	26 66.7%	39 100.0%
政令指定都市	8 57.1%	6 42.9%	14 100.0%
中核市	13 43.3%	17 56.7%	30 100.0%
特例市	6 20.0%	24 80.0%	30 100.0%
合計	40 35.4%	73 64.6%	113 100.0%

続いて、表 3 で情報入手経路の 4 番目と 6 番目に位置した、国と県の担当部局について自治体区分別に詳しくみていくこととする。表 5 の結果から、赤枠で示した都道府県、中核市、特例市のパーセンテージに明らかな変化が窺える。このことから、都道府県では、国の担当部局から情報を得る傾向がある一方、中核市・特例市では県の担当部局から情報を得る傾向にあることが分かる。

表 5：情報入手経路（国・県の担当部局）

	情報入手経路 (国担当部局)		合計	情報入手経路 (県担当部局)		合計
	いいえ	はい		いいえ	はい	
都道府県	7 17.9%	32 82.1%	39 100.0%	19 48.7%	20 51.3%	39 100.0%
政令指定都市	11 78.6%	3 21.4%	14 100.0%	10 71.4%	4 28.6%	14 100.0%
中核市	28 93.3%	2 6.7%	30 100.0%	7 23.3%	23 76.7%	30 100.0%
特例市	27 90.0%	3 10.0%	30 100.0%	11 44.0%	19 56.0%	30 100.0%
合計	73 64.6%	40 35.4%	113 100.0%	47 41.6%	66 58.4%	113 100.0%

また、表 6 に示す、自治体区分ごとの会議に関するデータを確認しても、情報入手経路と同様の傾向がみられ、都道府県は全国的な会議を、特例市・中核市は全県的な会議を情報交換の場として挙げていることが分かった。佐藤（1989）は都道府県のスポーツ行政について、市町村で実施不可能な事業や国の行政施策をうけて市町村の体育・スポーツ行政につなぐような事業の実施に責任を持つところに特徴があるが、現実的には国と市町村をつなぐパイプの働きや事業に重点が置かれがちであると指摘するが、今回の結果は、この指摘を如実に反映したものとなったといえる。

表 6：情報交換の場（全国・全県的な会議）

	全国的な会議		合計	全県的な会議		合計
	いいえ	はい		いいえ	はい	
都道府県	9 23.1%	30 76.9%	39 100.0%	10 25.6%	29 74.4%	39 100.0%
政令指定都市	2 15.4%	11 84.6%	13 100.0%	5 38.5%	8 61.5%	13 100.0%
中核市	23 82.1%	5 17.9%	28 100.0%	11 39.3%	17 60.7%	28 100.0%
特例市	28 93.3%	2 6.7%	30 100.0%	10 33.3%	20 66.7%	30 100.0%
合計	62 56.4%	48 43.6%	110 100.0%	36 32.7%	74 67.3%	110 100.0%

以上の結果を概念図に表すと、図 7 のようになる。中核市・特例市は県を、都道府県は国を情報入手経路とし、中核市・特例市は、都道府県を飛び越えて、直接国の担当部局から情報を得るという傾向はあまりみられなかった。したがって、自治体区分によって階層的な垂直関係が示唆される結果となった。一方で、政令指定都市においては、一定の階層性を見出すことが出来なかったが、これは中核市・特例市に比べてリソースが豊富な分、特定の参照先にとらわれない、より幅広い情報収集を行っている可能性が考えられる。

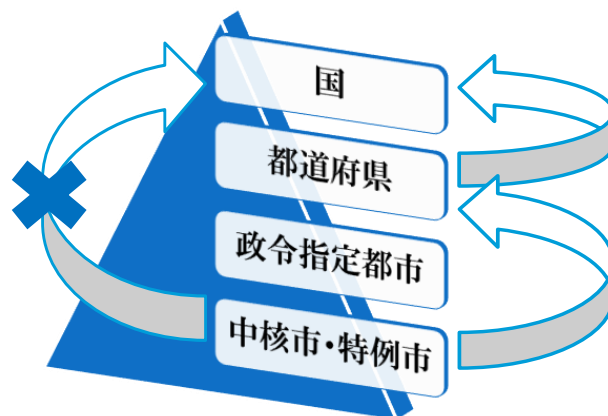


図 7：情報入手経路の概念図

では、表 3 で述べたような情報入手経路から得るスポーツ政策の情報には、実際どのようなものがあるのかを、表 7 に示す。表の結果から、最も多く挙げられたのは、国の新たな政策動向ではなく、他自治体の施策や動向であり、全体として約 9 割もの自治体が、いわゆる「相互参照」を行っていることが確認された。

表 7：活用している情報源から得る情報

(複数回答 = 113)	n	%
他自治体の施策・動向	98	86.7
国の新たな政策動向	89	78.7
国の補助事業	39	34.5
住民の要望	26	23.0
外国の事例	5	4.4
学会の動向	3	2.7

これまでにみてきた政策革新の現状と相互参照の実態を踏まえると、スポーツ政策分野全体でみれば、相互参照が活発であるにも関わらず革新的なスポーツ施策を志向する自治体は依然として少ない、という現状にあることが分かる。こうした現状は、先述した情報入手経路の階層性に起因するものであると考えられる。さらに、中核市・特例市において、質問紙上で実際に名前が挙げられた「参照先自治体名」を確認したところ、所属の都道府県あるいは近隣市のみを参照する傾向にあることが明らかになった。すなわち、特定の自治体からの情報共有を主たる情報源としていることが、政策革新を阻害している可能性が考えられるということである。

例えば、図 8 の二重丸を神奈川県とし、下にある 3 つの丸を県内にある中核市や特例市を表すものとする。そして、赤丸を横須賀市、その他 2 つの白丸を横浜市、平塚市と

仮定とすると、その参照先は矢印のようになっているということである。

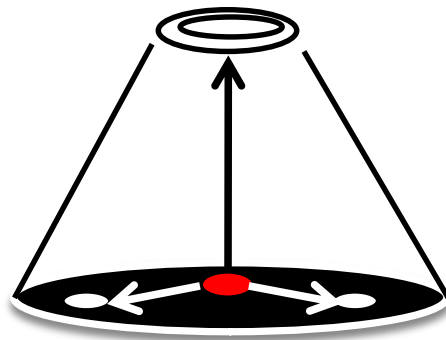


図 8：通常相互参照

昨今の自治体は、業務量が増えているにもかかわらず職員が減らされているため、新たな基本計画を作る際に十分な対応ができていないのが現状である。ましてや、組織横断的な協力の下で基本計画を作ろうという発想はほとんどなく、担当課が適当に作ってお茶を濁していることが少なくない（真山，2011）という厳しい指摘もあることから、このように極めて限定的な相互参照がみられたと推察される。これに対し、自治体区分や距離の遠近に依らない、より広範囲にわたる相互参照を考えた場合、当該自治体には先進事例に触れる機会が増え、自治体各々の政策課題に対応し得る様々な政策アイデアがもたらされることは容易に想像できる。したがって、このような自治体の行動が政策革新に寄与する相互参照として機能する可能性が考えられる。

それは例えば、図 9 の赤矢印で示したように、他県や他県の中核市・特例市をも参考事例として参照していくことを意味する。

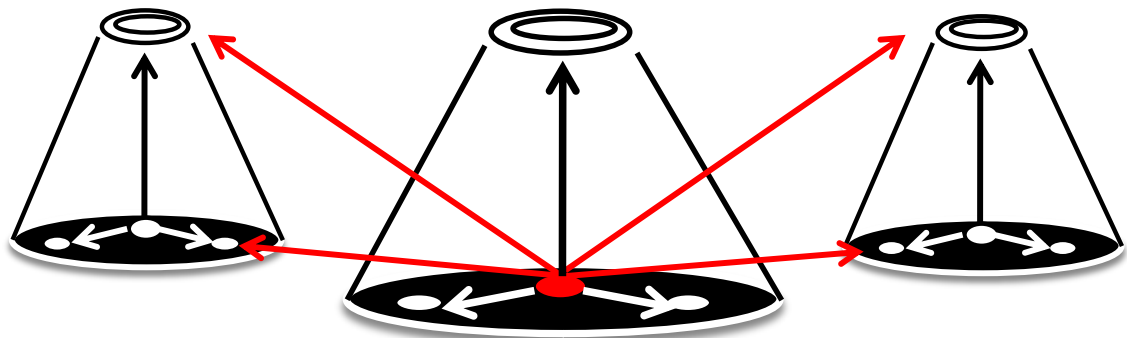


図 9：政策革新に寄与する相互参照

ここで、さらに詳しく相互参照の実態を探るために、目的 1 で明らかになった革新的なスポーツ施策（経済効果、宣伝/PR、知名度向上/イメージアップ）を、期待する効果に挙げた自治体と、その他の自治体では、相互参照の活発さに違いはあるのか、この検証を試みたいと考える（図 10）。ここでは、分かり易くするために、革新自治体を（A）、その他自治体を（B）とするが、政策革新に関する先行研究を踏まえると、（A）の方が相互参照は活発であるということが予想される。

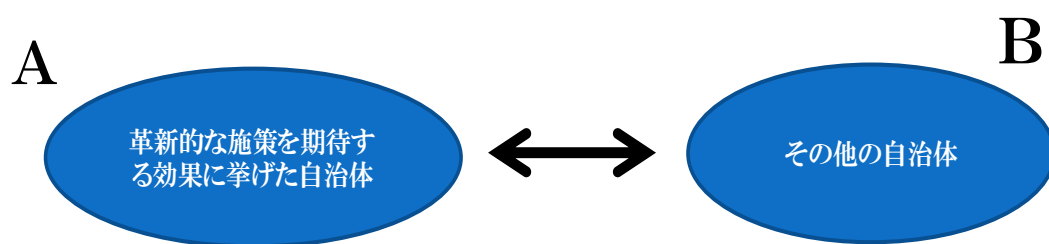


図 10：革新自治体とその他自治体の比較

しかし、表 8 に示す、活用している情報源から得る情報（他自治体の施策・動向）に関するクロス表でカイ二乗検定を行った結果、統計的な有意差は認められず、(A) と (B) の相互参照の活発さに違いはみられなかった。

表 8：活用している情報源から得る情報（他自治体の施策・動向）

	情報収集 (他自治体の施策・動向)		合計
	いいえ	はい	
A	5	19	24
	20.8%	79.2%	100.0%
B	10	79	89
	11.2%	88.8%	100.0%
合計	15	98	113
	13.3%	86.7%	100.0%

n.s.

(A) と (B) に同様の傾向が見られたことは、差異が出ない程、スポーツ政策分野全般で盛んに相互参照が行われているということを推察させる。しかしその実情は、お茶を濁すため（真山，2011），すなわち，とりあえず計画としての体裁を整えるための相互参照，そして，政策革新に寄与する相互参照の両者が混在しているということが考えられる。また，今回革新的なスポーツ施策（経済効果，宣伝/PR，知名度向上/イメージアップ）として取り上げた 3 つの効果をそもそも必要としない自治体があることも当然考えられ，そうした自治体は，あえて限定的な相互参照を行った可能性もある。

いずれにせよ，今回は量的な差を見出すことは出来なかったが，同じ「他自治体の施策や動向を参考にする（相互参照）」という行動でも，その参考している“内容”に広がりがあることは考えられないだろうか。例えば，(A) も (B) も前提として，スポーツ

政策を参照するものの、(A) はさらに他政策分野（経済政策，観光政策，まちづくり政策など）にまでその参照先を広げている可能性が考えられるということである（図 11）。

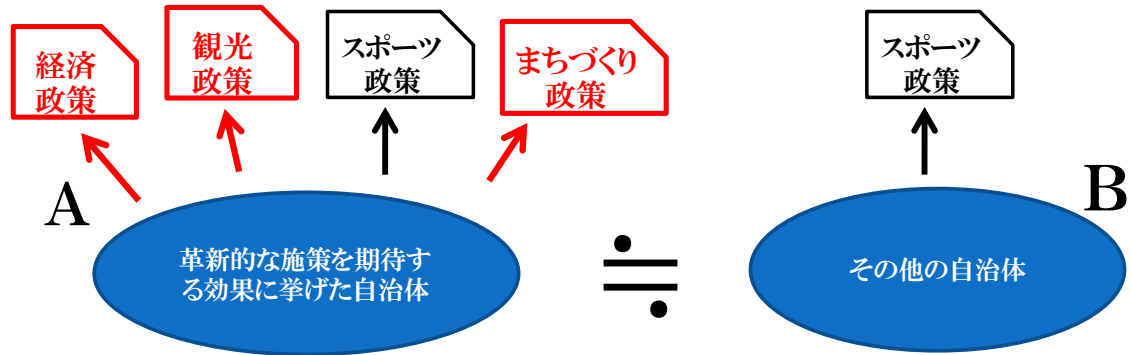


図 11：革新自治体の参照先の広がり

しかし今回の量的研究では、これらの考察を踏まえた問題提起に対して、具体的な検証を行うことができない。これは、本研究における量的研究の限界の一つであると考えられる。そこで、次節の研究 2 では質的研究を用いた個体レベルのアプローチから地方自治体における政策革新の実態に迫ることとする。

第2節 研究2：自治体が政策革新に至る条件

第1項 調査概要

本研究における目的③の達成のため、目的①で明らかになった革新的なスポーツ施策を期待する効果に挙げた自治体（A）を対象に、半構造化電話面接法及び、半構造化面接法によるインタビュー調査を行った。インタビューは調査協力の得られた3自治体のスポーツ振興担当部署の職員5名である。1回のインタビューは約1時間で、インタビューの職場の会議室などで行われた。インタビュー調査にあたっては、面接承諾書を作成し、研究目的と概要、インフォーマントの権利をあらかじめ知らせ、研究への参加と面接内容の録音や公表の許可を得た。また、インタビューに積極的かつ自由に話しをしてもらうことを重視し、最低限の大雑把な質問の流れとリサーチ・クエスチョンを前もって決めた上で面接を実施した（鈴木，2002）。なお、インタビューの個人情報保護を保護し、語りの文脈の中で正確に逐語録を分析するため（加藤，2009），インタビューの実施と逐語録の作成は調査者が一人で行うこととした。

インタビュー調査の概要は以下の通りである。

1. 調査日時：2011 月 11 月 10 日 11:00～12:00 （半構造化電話面接法）

調査対象：A 市 スポーツ振興課 主事

2. 調査日時：2011 月 11 月 17 日 11:00～12:00 （半構造化面接法）

調査対象：B 市 スポーツ振興課 担当課長・担当係長

3. 調査日時：2011 月 11 月 18 日 10:00～11:00 （半構造化面接法）

調査対象：C 市 スポーツ企画課 企画係長・主事

第2項 調査対象の選定

調査対象先は、全て「相互参照」の観点から選定された。具体的に、A市は2011年に初めてスポーツ振興計画を策定したため、参考にすべき先行事例がたくさんあったことが予想される。また、B市は2006年に初めてスポーツ振興計画を策定し、現在次期計画を検討している最中であるため、2006年の計画策定時との参照行動の違い等を踏まえた上で回答を求めることができると考えた。そして、C市は2005年に初めてスポーツ振興計画を策定した後、2011年に新スポーツ振興計画として2つめのスポーツ政策を打ち出している。C市の場合は、過去計画と現行計画との参照行動の比較を踏まえ、回答を求めた。なお、インタビューの人数については、ある領域での新たな視点や知見を得ることができるならば、対象者数といった量の基準は問題ではない（西條，2008）との指摘から、本研究においては3自治体5名で問題ないと判断した。

第3項 調査内容の設定

本研究では、伊藤（2002）の動的相互依存モデルに依拠したため、主に自治体の政策採用時における「相互参照」、そして「内生条件」の枠組みの中でインタビュー調査を行った。具体的に、相互参照に関しては研究1（量的研究）で見出すことができた知見を活用し、他自治体のスポーツ政策への参照について、あるいは他政策分野への参照についての質問を行った。内生条件に関しては、先行研究から得た既存の知見を参考に質問内容を設定した。

原田（2008）は、スポーツが誘発する地域イノベーションを「スポーツが地域に与え

る人、産業、社会制度、ネットワークなどにまつわる、様々な影響をもたらす地域の「変革」と定義したが、スポーツが与える影響の自律性与他律性によって、それを「内発的地域イノベーション」と「外発的地域イノベーション」の2つに分類した。地域内部に自律的なイノベーションを誘発するような「内発的イノベーション」の事例として、プロスポーツチームや自治体の組織再編を挙げ、一方で、外発的な力によってスポーツに関する地域イノベーションが起きる「外発的イノベーション」の事例として、オリンピックやワールドカップのようなメガスポーツイベントの開催を挙げた。また、小林ら（1987）は首長が政策転換を促進する行動主体の第一に挙げられたことを報告しており、首長は自治体の政策革新において重要な役割を果たすことが予想される。そこで内生条件では、プロスポーツチームの有無、自治体の組織再編、メガスポーツイベントの開催経験、そして首長の影響についての質問を行った。

第4項 分析方法

質的研究において分析するとは、データを精読し、その中になんらかの秩序、すなわちパターンを発見することであり（鈴木，2002），具体的には、各質問に対するインフォーマントの回答をいくつかのカテゴリーに分類し、それらのカテゴリーに対して一定の記号（コード）を決めて、個々の回答を所定のコードで記号化する（原・梅野，1984），「コーディング」という作業を通して分析を行う。なお、こうした分析（コーディング）を行う方法は唯一ではない（Lofland，1995=1997）とされている。

そこで、本研究におけるコーディング作業にあたっては、木下（2003）の提唱した修

正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下、修正版 GTA）を援用した。修正版 GTA とは、データの解釈から説明力のある概念の生成を行い、そうした概念の関連性を高め、まとまりのある理論を創る方法であるが（木下，2007），理論生成や仮説生成といった構造化が効率的に行えて、しかも深い解釈が維持できるもの（佐藤・西條，2011）として数多くの研究で用いられてきた。この修正版 GTA では、オリジナル版 GTA の、データに密着した（grounded on data）分析といった基本原則を踏まえた上で、独自のコーディング法を採用している。

実際の流れとしては、①分析ワークシートの作成および概念の生成、②カテゴリーの生成という手順を踏む。分析の最小単位である「概念」は直接データから生成され、その結果は概念ごとに「分析ワークシート」にまとめられ精緻化されていく。また、「カテゴリーの生成」では、個々の概念について他の概念との関係をひとつずつ検討していき、ひとつの概念を基点にそれと関係のあるもうひとつの概念を見出していく作業を繰り返す。この過程では、特に研究者の視点を重視してデータをコンテキストでみていき、そこに反映されている人間の認識や行為、そしてそれに関わる要因や条件などを丁寧に検討していく。また、コーディングは段階的に進められるのではなく、概念のレベルに分析の中心をおき、生成した個々の概念の説明力、説明範囲に応じて上下両方向への包括関係を調整していくという方法をとっている。

なお、先述したように、本研究では既存の理論モデルに依拠してインタビュー調査を実施したため、コーディング作業も帰納的ではなく、その枠組みに基づいて演繹的に行った。しかし、佐藤（2008）が指摘するように、演繹的アプローチを採用した場合には、

一度構築した分析図式には絶対変更を加えないで、データに対してコードを機械的に当てはめて分析を行うべきである，ということを意味しない．なぜなら，もしそのような「天下り式」の分析をおこなった場合，その結果は，ご都合主義的引用型あるいはキーワード偏重型に近いものになってしまうからである．実際に，コーディングの作業を進めながら文字テキストを読み込んでいくなかで，当初想定していなかった概念を思いついた場合には，それに対応する新しい概念を分析図式のなかに追加してもよいとされる．したがって，以上のプロセスは，演繹的コーディングの作業に帰納的な発想を入れるということに他ならないと解釈出来る．

第5項 分析の手順

(1) 予備的分析

ステップ1では，分析テーマを設定するために，インタビュー調査によって得られた録音記録を一字一句文字に起こして，逐語録を作成し，発言者の内容を一発言ごとにまとめた．そして，そのデータについて内容的に分析を行った．

(2) インタビュー調査対象者の発言データの概念化

ステップ2では，インタビュー調査対象者の発言データの概念化を行った．具体的には，3自治体5名のデータを対象に，インタビュー調査対象者の発言データを内容のまとまりごとに集め，分析ワークシートを作成した．そして，抽象的な概念名をつけた．

表 9 に分析ワークシート⁸ の一例を示したが、結果として 9 概念が生成された(表 10)。

以下にそれらを記す。

[①国のスポーツ政策方針の理解], [②先行事例（スポーツ政策）の情報入手], [③他政策分野の情報入手], [④メガスポーツイベントのレガシー], [⑤プロスポーツチームの存在], [⑥庁内横断的な政策形成], [⑦部局改変の影響], [⑧首長の影響], [⑨財政難を補う人的ネットワーク]. 表 10 に示された発言データは一部であり、実際には多くのデータが各々の概念にまとめられ、3 自治体 5 名のデータが十分に説明されるまで、概念は繰り返し修正された。

⁸ 分析ワークシートの「定義」の欄には、自分が解釈した意味を短文で記入する。これは、自分の解釈内容を記録しておくという意味合いがある。自分がどのような意味で解釈したのかを文章化しておくことで、解釈の緻密さを維持する。また、「理論的メモ」の欄には、定義とはならなかった他の解釈案や解釈の際に浮かんだ様々な疑問、アイデアなどを記入していく。また、生成した概念とその元になった具体例について推測できる対極例や類似例についても、その都度記入していく（木下，2003）。

表 9：分析ワークシートの一例

概念名	部局改変の影響
定義	部局改変を通して起こった自治体内部の変化を表す.
ヴァリエーション (具体例)	A 市：うちの方では、市長部局でスポーツを扱っているというのは、2007 年以前からになります. 実際にスポーツの社会体育的な部分も、教育委員会ではなくて、市長部局の方で事務をとっていました. 他の政令市よりも部局改変は割と早い方ではないかと思えますけれどもね. この部局改変によって、横の連携が取り易くなったということは多少なりともあると思えますよ. B 市：今回のスポーツ基本法の趣旨からいくと、いわゆるプロ、営利ってというようなものに対して市民局の方が、まだ教育委員会にいて、このスポーツ基本法になったことを迎えるよりは、市民局にいた方が、ダイレクトにというかもっと素直に聞けてるんじゃないかなってという気がするんですけどもね. B 市：地元密着みたいなかたちで色々やろうとした時に、例えば学校支援みたいな感じで、学校に行こうという話だったら教育委員会の方がやり易かったりする訳ですよ. だから一長一短あると思うんですよ. 教育委員会にいるメリット、それから市長部局にいることのメリットが. C 市：(2007 年以降の部局改変に関して、) 健康福祉、あるいは観光関連の連携に関してはやりやすくなった部分はあると思えます. 市長部局で一本化されたことで、連絡調整も取り易くなっていると思えますし、予算の関係ですとか、基本的な方向性ですとか、そういうものが、整理はしやすいとは思いますが. C 市：学校関係のそういう所管については、やっぱり教育委員会自体にあっても良いんじゃないかと思えます. 通常の学校の先生が体育としてやる部分だけではなくて、一部生涯スポーツの中でも、教育委員会に残しつつ、やっていった方が連携が取り易いところはあるかもしれないですね.
理論的メモ	・2007 年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正によって、スポーツや文化は、知事または市長村長が管理・執行することが法律上可能になった. ・市民局でスポーツを所管することで、他分野との連携調整が取り易くなった. また、首長の意見の反映のしやすさもある. ・一方で、市民局でスポーツを所管できるようになったことは、良いことばかりではない. 例として、学校関係との連携が取りづらくなったことが挙げられる. ・以上のメリットとデメリットの両方を十分認識しなければならない.

表 10：発言データ（例）とその概念

発言データ（例）	概念
国の計画から、例えば全然違う方向に行くってというのは、やっぱり違うかなってというのは当然自治体としてはあるから、国のつくったものに対しての趣旨だとか理念だとかを十分理解した上で、じゃあ自治体でどう展開するのかということを考えています。	①国のスポーツ政策方針の理解
今新しい計画をつくらうとしていますけれども、やはり先行事例というものは参考にします。それは政令市レベルだけではなくて、やはり都道府県のをいくつかなんかネットで拾ったり、あるいは、実際に伺ったりまではしないですが、電話でヒアリングしたりであるとか、そんなかたちでしています。	②先行事例（スポーツ政策）の情報入手
他都市の健康福祉政策であったり、観光政策も参照する可能性はありますよね。やっぱり大阪にしたって、福岡にしたって、もちろん東京にしたってね、大きなところは、それなりのものやっていますから、参考にしたいと思います。	③他政策分野の情報入手
スポーツ施設やボランティア組織といった国際的スポーツイベントのレガシーが計画に影響を与えてきたということは、間違いなくあると思います。あくまでそういうハード面の充実している団体であるということは、間違いなく他と比べても言えると思うんですよ。	④メガスポートイベントのレガシー
やっぱりこう一つの公共財みたいなね、関心があって、やっぱりプロスポーツチームが B 市にあるっていうところをきちっと考えてますね。行政としてもこう出来る範囲ですけども、応援していきましようというのが B 市のスタンスなんで、もし無くなれば B 市にとってのイメージダウンは避けられないですよ。	⑤プロスポーツチームの存在
あとは観光とか、トップスポーツを含めたまちの活力のスポーツの振興。まあこういったところは個々でやっていくんではなくて、まあ横の繋がり、連携を図って、立体的に取り組んでいこう。このようなところも、ある種、審議会なんかでもですね、特徴を出していこうということで（計画に）盛り込んだところでもあるんですよ。	⑥庁内横断的な政策形成
（2007 年以降の部局改変に関して、）健康福祉、あるいは観光関連の連携に関してはやりやすくなった部分はあると思います。市長部局で一本化されたことで、連絡調整も取り易くなっていると思いますし、予算の関係ですとか、基本的な方向性ですとか、そういうものが、整理はしやすいとは思いますがね。	⑦部局改変の影響
今までも、スポーツを活用してまちづくりをしようとしていなかったかという、そんなことはないんですが、そのへんを（首長から）改めて直接指示があったということで、より一層（政策形成の）動きが出たと、そういうことですね。	⑧首長の影響
ただそれよりも大事なものは、お金もそうだけど、人的なつながりね。やはり関係者との地道な日々のこうつながりっていいですかね、それが本当に大事だと思います・・・（中略）・・・やっぱり結構担当者とか、関係者の気持ち、それで（スポーツ行政を）動かしているようなところってすごく大きくて、それが要は自治体の中の壁とかを越えていく部分もあるな、と思ってしまうんですよ。	⑨財政難を補う人的ネットワーク

(3) 下位カテゴリーへの統合

ステップ3では、インタビュー調査対象者の発言の「下位カテゴリー」を生成することを目指した。手続きとしては、ステップ2で生成された「概念」において、共通要素のある「概念のまとまり」をつくり下位カテゴリー化を図った（表11）。

以下に、下位カテゴリーへの統合の例を示す。

概念【①国のスポーツ政策方針の理解】，【②先行事例（スポーツ政策）の情報入手】は，【不確実性の回避】のカテゴリーに統合された。次に，【③他政策分野の情報入手】は，【新視点の導入】へとカテゴリー化された。そして，【④メガスポーツイベントのレガシー】，【⑤プロスポーツチームの存在】は，【自治体特有の財産】に，【⑥庁内横断的な政策形成】，【⑦部局改変の影響】は，【自治体内部の連携】に，【⑧首長の影響】，【⑨財政難を補う人的ネットワーク】は，【マンパワー】にそれぞれ統合された。5つの下位カテゴリーと3自治体5名のデータが十分に説明されるまで，下位カテゴリーは繰り返し修正された。

(4) 上位カテゴリーへの統合

ステップ4では，ステップ3で生成された「下位カテゴリー」をさらに「上位カテゴリー」としてまとめ，上位カテゴリー化を図った（表11）。

以下に，上位カテゴリーへの統合の例を示す。

【不確実性の回避】と【新視点の導入】は，＜相互参照＞へ統合した。また，【自治体特有の財産】，【自治体内部の連携】，【マンパワー】は，＜内生条件＞として統合し，2つの上位カテゴリーにまとめられた。

表 11：概念のカテゴリー化

概念	下位カテゴリー	上位カテゴリー
①国のスポーツ政策方針の理解	不確実性の回避	相互参照
②先行事例（スポーツ政策）の情報入手		
③他政策分野の情報入手	新視点の導入	
④メガスポーツイベントのレガシー	自治体特有の財産	内生条件
⑤プロスポーツチームの存在		
⑥庁内横断的な政策形成	自治体内部の連携	
⑦部局改変の影響		
⑧首長の影響	マンパワー	
⑨財政難を補う人的ネットワーク		

第6項 結果及び考察

本項では、インタビューデータの質的分析結果についての記述を行う。実際の語りのデータとともに、どのような条件のもとで、自治体が政策革新に至るのかをその解釈とともに提示し、考察を試みる。

(1) 【不確実性の回避】

この下位カテゴリーに統合された [概念①], [概念②] からは以下のような発言データが得られた。

B市：担当係長

それはやっぱり国の計画は読み込まなきゃいけないものなんだと思いますね。国の計画を読み込んで、その趣旨を踏まえて、じゃあ自治体でどう展開してくかって考えたときに、初めて似たような自治体、あるいは全然規模が違う自治体とかの計画もある程度参考にしながら自分たちの計画を考えるっていうのが、まあ一般的な考え方だと思います。

この発言から、基本的には国の行政計画を参考にして、地方自治体のスポーツ振興計画はかたちづくられているということが分かる。ただし、この発言は、国の政策方針を十分理解した上で、独自性をいかに見出すのか、といった視点が自治体にあることを示唆している。そして、以下に示す発言では、あくまで地域特性を生かした上での独自性を、という認識をC市企画係長が持っていることが窺える。

C市：企画係長

今回施行された、スポーツ基本法にしてもそうなんですが、あくまでその地域特性というものをかなり国は言っていると思うんですよ・・・(中略)・・・それで、地域特性を生かしながらやりなさいということで、今回従前の振興法よりも逆に条例なり、地域に任せるようなかたちのイメージが強くなっているじゃないですか。

次に挙げる B 市担当課長の発言からは、伊藤（2002）が指摘した自治体が政策策定の際にみせる「不確実性」からの回避を志向していることが分かる。

B 市：担当課長

国の計画から、例えば全然違う方向に行くってというのは、やっぱり違うかなっていうのは当然自治体としてはあるから、国のつくったものに対しての趣旨だとか理念だとかを十分理解した上で、じゃあ自治体でどう展開するのかということを考えています。

伊藤（2002）は、その研究の中で「情報公開条例」、「環境基本条例」、「環境アセスメント制度」、そして「福祉のまちづくり条例」を事例として検証を行っているが、スポーツ政策分野においても他政策分野と同様の傾向がみられたことは重要な視点である。また、以下に示す、C 市主事の発言から、自治体間で起こるとされた、いわゆる「横並び競争」（伊藤，2002）の存在も明らかになった。

C 市：主事

やはり今は、行政も場の気運に乗らないと、乗り遅れてしまうところがあるので、今だ行けみたいなところは、どこの自治体さんでもあると思います。

しかし、現実には国が先行するケースばかりではなく、自治体が採用したものと同様の政策を国が後から採用するという場合もあり（村松，1988）、国の政策方針の理解だけでは十分とはいえない。今日の社会経済の停滞を打ち破るという意味では、活気溢れるまちづくりに成功している自治体をモデルにして、多くの自治体が競い合い、新たな取り組みに乗り出すことが求められるため（伊藤，2003b）、必然的に各自治体は他自治体の先行事例（スポーツ政策）の情報入手を行うと考えられる。これに関連するものとして、次の A 市主事の発言がある。

A 市：主事

他都市、政令市なんかは、ほとんどの都市が既に策定をしていたということもあってですね、・・・(中略)・・・色々他都市の計画を見ながら、取り入れるところは取り入れて、他都市はこういうかたちでやっているということを把握しながら(計画策定を)進めてきました。それを踏まえてですね、他都市にないものという観点は確かにあったんですよ。・・・(中略)・・・そして、計画を横一列に並べて、一通り開いてここはこういうやり方をしているんだということを見ました。それには、もちろん中身的なものもありますし、計画の組み立て方的なものもあります。

この発言からは、他自治体の計画を参照した上で“他都市にないもの”という観点で、計画策定がなされてきたことが分かる。そして、いわゆる「相互参照」によって、計画の組み立てや内容の検討がなされてきた経緯が理解出来る。制度上同格の自治体は、財政規模や職員数が類似するため、政策執行能力が近く(伊藤, 2007)、同様の政策課題を抱えている可能性が高いため、参照先として適していると言えるが、以下の発言からは、同格の政令市だけでなく、行政区分としては上位にあたる都道府県への参照を試みていることが分かる。これは、研究1で見出すことが出来た階層性の傾向を窺わせる内容となっている。

B 市：担当係長

今新しい計画をつくろうとしていますけれども、やはり先行事例というものは参考にします。それは政令市レベルだけではなくて、やはり都道府県のをいくつかなんかネットで拾ったり、あるいは、実際に伺ったりまではしないですが、電話でヒアリングしたりであるとか、そんなかたちでしています。

そして、都道府県だけではなく、その参照先が行政区分によって規定されないことを B 市担当課長は示している。

B 市：担当課長

もちろん、都道府県以外の計画も参考にしますよ。B 市は政令市の中でも人口規模が大きくて、ある程度の規模をもったところでないと、なかなか参考にならない部分もあるんでしょうけど、たとえ中核市、特例市であっても参考になるものであれば参考にしますよ。それはね。

これらの発言から、解決すべき政策課題が似ていれば、たとえ近隣でなくとも参照行動を起こすということが推察される。伊藤（2003b）は、新しい政策を実施して評判になった自治体には、日本中から視察が相次ぐことを指摘した上で、そこでインスピレーションを得た自治体が、更に工夫を加えた政策を採用し、こうした流れが全国的に広がれば、社会を大きく変えるうねりとなることを述べているが、まさにこの発言データは、研究1で述べた「自治体区分や距離の遠近に依らない、より広範囲にわたる相互参照」が政策革新を促す一要因となり得るという推測を裏付ける結果になったといえる。

(2) 【新視点の導入】

この下位カテゴリーに統合された[概念③]からは以下のような発言データが得られた。

B市：担当係長

他都市の健康福祉政策であつたり、観光政策も参照する可能性はありますよね。やっぱり大阪にしたって、福岡にしたって、もちろん東京にしたってね、大きなところは、それなりのものをやってきていますから、参考にしたいと思います。

この発言は、他自治体のスポーツ政策のみならず、他政策分野までその参照先が広がっていることを示している。この結果は、研究1の量的研究において出た新たな問題提起に対し、一つの答えを提供できたといえる。また、この“参照先の広がり”は、以下の発言からもその傾向を読み取ることが出来る。

C市：企画係長

スポーツに関する参照事例って結構あると思うんですよ。今言ったように、色んな分野がスポーツ活動みたいなものをやっていますから、そういうところから、食育の関係ですとか、情報をいただいて、事例を斟酌して、それをうちの方の事業との連携というように整理をして、・・・(中略)・・・また、国のスポーツツーリズム推進基本方針といった、ツーリズム関連の政策は当然参酌している部分はあります。それを参考にしているのは間違いないですね。

このように、スポーツ政策だけではなく、国を含めた他政策分野にまで参照先を広げる理由を、B市担当課長が以下のように述べている。

B市：担当課長

健康・福祉政策や観光政策を参照することをしないと、1セクションのみの参照（スポーツ政策の参照）だけでは、より有効な政策はつくれないと考えている。

1960年代以降、我が国では余暇意識が大きく変容し、余暇というものに対して単純に身体や精神のメンテナンス以上の価値が期待されるようになった。それは余暇活動の一環であるスポーツにおいても同様であり、こうした役割以上の価値がスポーツに求められるようになった（笹生，2009）。その具体的な変化として、スポーツの果たす役割は、体力向上や健康の保持増進、青少年の健全育成といった本来的な役割から、生活習慣病の予防やストレスの防止、地域コミュニティの活性化やスポーツを通じた都市環境の整備、地域経済への貢献などといった社会的役割へ拡大していった（町田市スポーツ振興計画，2009）と考えられているが、このことは、国のスポーツ振興基本計画にも「多様な意義を有する文化としてのスポーツ」という文言で表現されている。

したがって、こうした役割の拡大に柔軟に対応し得るスポーツ政策をつくるためには、スポーツ政策のみの参照では、もはや十分ではないということが考えられ、結果的に複数の政策分野への参照という自治体の行動につながったのではないだろうか。

(3) 【自治体特有の財産】

この下位カテゴリーに統合された [概念④], [概念⑤] からは以下のような発言データが得られた.

A 市：主事

国際的スポーツイベントに合わせて施設が整備されたり、メイン会場になったスタジアムとかですね、それでまあスポーツセンターなんかも整備されて、そこで更に施設が増えた経緯があります.

この発言から、メガスポーツイベントを招致したことによって、自治体のスポーツ施設といったハード面が強化されてきた経緯が分かる. しかし、スポーツイベントの残した遺産（レガシー）には、このようなハード面だけではなく、ボランティア組織やノウハウといったソフト面もあることを示しているのが、以下、B 市担当係長の発言である.

B 市：担当係長

B 市が、国際スポーツイベントを招致できる施設っていうのが、いくつもあるんですよ. アリーナ、スタジアム、国際プール、そういうハードな財産はいっぱいあるんですよ. それはレガシーとして残してきたものです. . . . (中略) . . . レガシーとして、こういったスポーツ施設ができて、さらにボランティア組織ができて、それを政策的に載せていくということがありますね. . . . (中略) . . . また、トライアスロンをやった時の実績っていうのがね、評価をいただいて、じゃあまた B 市さんでどうぞと. その大会運営のノウハウっていうのをきちんと身につけて、それをまた次に還元するっていうね、そういうレガシーも次に繋げる努力をしなければならないと思いますよ.

原田（2002）が、スポーツや健康に関する都市宣言を行った都市や、スポーツ振興を重要な行政課題とする自治体は多いが、その計画は社会教育や生涯学習の領域にとどまり、スポーツイベントを活用し、地域活性化に役立てようという政策ビジョンを持つ都市が少ないと指摘するように、スポーツを軸にした都市経営に踏み切る自治体の数が多くないことは事実である. しかし、このようなハードとソフト両面のレガシーを揃えた自治体が、経済効果や都市のイメージアップ効果などを期待できるメガスポーツイベントの招致を有

利に進められることもまた事実であろう。そして、これらのレガシーを有しているからこそ、政策的に堂々と記載できるという点にも注目したい。以下の C 市企画係長の発言は、このことを如実に表しているといえる。

C 市：企画係長

スポーツ施設やボランティア組織といった国際的スポーツイベントのレガシーが計画に影響を与えてきたということは間違いなくあると思います。あくまでそういうハード面が充実している団体であるということは、間違いなく他と比べても言えると思うんですね。

インタビュー調査では、先述したメガスポートイベントが残したレガシーの他にも、自治体特有の財産としてプロスポーツチームの存在が挙げられた。例えば以下の発言がある。

A 市：主事

まちの活力の部分での貢献であるとか、そういったところはプロスポーツチームとの連携という部分もありますので、A 市ならではかな、と思いますね。

A 市では、政策的にもプロスポーツチームをバックアップする体制が整っており、特にプロスポーツチームとの連携で、まちの活力を創っていくという部分を強調していた。また、以下に示す B 市担当課長の発言は、プロスポーツチームを一つの公共財と捉えているところに特徴を見出すことができる。

B 市：担当課長

やっぱりこう一つの公共財みたいなね、関心があって、やっぱりプロスポーツチームが B 市にあるっていうところをきちっと考えてますね。行政としてもこう出来る範囲ですけども、応援していきましょうというのが B 市のスタンスなので、もし（チームが）無くなれば B 市にとってのイメージダウンは避けられないですよ。

この B 市担当課長の最後の発言にもあるように、プロスポーツチームは都市イメージを左右するだけの力を持つ自治体特有の財産である。原田（2009）によれば、近年のトップスポーツチームへの関心の高まりには、それがスポーツだけの問題ではなく、過疎化や高齢化、あるいは青少年の非行問題や予防医学といった「地域が抱える課題」に対し、華や

かで社会的な訴求力の大きいプロスポーツが持つポジティブな影響力が、ある種の解決策を誘導してくれるのではないかという期待が反映しているとされる。決して全ての自治体が平等に保有できる訳ではない、この貴重な財産をどのようにして政策的に生かすのかという視点が各自治体には求められる。

(4) 【自治体内部の連携】

この下位カテゴリーに統合された [概念⑥], [概念⑦] からは、以下のような発言データが得られた。

A 市:主事

あとは観光とか、トップスポーツを含めたまちの活力のスポーツ振興。まあこういったところは個々でやっていくのではなくて、まあ横の繋がり、連携を図って、立体的に取り組んでいこう。このようなところも、ある種、審議会なんかでもですね、特徴を出していこうということで（計画に）盛り込んだところでもあるんですよ。

この発言からは、積極的に横のつながりや連携を生かして、まちの活力を創っていくという意図がみえる。インタビュー調査において、この「横の連携」というキーワードは各自治体の随所で聞かれた。例えば、B 市担当課長は以下のように語っている。

B 市:担当課長

やっぱりシティプロモーションの中でいうと、スポーツも一つね、それを担うのであれば、シティセールスだとか、そういう側面を持ち合わせていますから。そう考えるとそういったセクションとも連携しながら当然やっていきますよね。

このように、シティプロモーションやシティセールスといった文言に言及しているのは、革新的なスポーツ施策をもつ自治体ならではのことであり得るが、これらを専門に扱う部署との連携も視野に入れた政策形成の様子が窺える。次に示す、C 市企画係長も「横の連携」という言葉を口にした。

C 市:企画係長

庁内横断的なかたちでスポーツを振興していこうということでの基盤はできていると思います。・・・(中略)・・・単独で縦割りの行政でやるのではなくて、せっかくやるんだったら、例えば健康フォーラムなんかのイベントをやる時に、そこは担当の健康の所管課だけがやります。しかし、それで終わりではなくて、それがスポーツに関係することだったり文化に関係することだったり、色んな分野がやれる訳ですよ。そういう横の連携をとることが大事になってきます。

齋藤（2008）は、スポーツ政策は教育行政だけでその施策の実施が確保できるものではなく、他の省庁との連携協力が必要不可欠であると述べ、総合的なスポーツ政策を実行していくためには、教育行政組織中心として施策の実施が定められたスポーツ振興法を改正し、各行政組織を横断した諸措置を定めるようなスポーツに関わる総合立法が必要であると指摘した。これは国レベルのスポーツ政策、すなわちマクロレベルの話ではあるものの、ミクロレベルである地方自治体のスポーツ振興計画においても、庁内横断的な政策形成の試みは当然求められるといえよう。

こうした庁内連携の鍵となるのが、自治体内部における部局改変であったということは、以下 2 つの発言から読み取ることが出来る。

A 市:主事

うちの方では、市長部局でスポーツを扱っているというのは、2007 年以前からになります。実際にスポーツの社会体育的な部分も、教育委員会ではなくて、市長部局の方で事務をとっていました。他の政令市よりも部局改変は割と早い方ではないかと思えますけれどもね。この部局改変によって、横の連携が取り易くなったということは多少なりともあると思いますよ。

C 市:企画係長

（2007 年以降の部局改変に関して、）健康福祉、あるいは観光関連の連携に関してはやりやすくなった部分はあると思います。市長部局で一本化されたことで、連絡調整も取り易くなっていると思いますし、予算の関係ですとか、基本的な方向性ですとか、そういうものが、整理はしやすいとは思いますがね。

A市、C市はともに、市長部局へのスポーツ事務の一本化によって庁内連携が取り易くなったことに言及している。C市企画係長の発言にもあるように、横の連携が取り易くなったことで、健康福祉や観光といった他政策分野への参照が容易になったということが推察される。しかし、一方でB市担当課長やC市主事が以下に述べたように、部局改変が必ずしも良い影響をもたらすという訳ではないことに留意する必要があるだろう。

B市:担当課長

地元密着みたいなかたちで色々やろうとした時に、例えば学校支援みたいな感じで、学校に行こうという話だったら教育委員会の方がやり易かったりする訳ですよ。だから一長一短あると思うんですよ。教育委員会に在るメリット、それから市長部局に在ることのメリットが。

C市:主事

学校関係のそういう所管については、やっぱり教育委員会自体にあっても良いんじゃないかと思います。通常の学校の先生が体育としてやる部分だけではなくて、一部生涯スポーツの中でも、教育委員会に残しつつ、やっていった方が連携が取り易いところはあるかもしれないですね。

こうした発言から読み取ることができるのは、教育委員会と市長部局、両者のメリットを再認識した上で、自治体が最適の部署形態を選択することが求められるということである。それは、真山（2006）が指摘するように、仮に体育のパラダイムからスポーツのパラダイムへという形で政策が転換したとしても、それを実行している実施担当組織が、やはり体育のパラダイムの中に位置付けられている組織となると、政策は転換したが実施体制はそのままであるという矛盾が生じてしまうと考えるからである。

(5) 【マンパワー】

この下位カテゴリーに統合された [概念⑧], [概念⑨] からは, 以下のような発言データが得られた.

B 市:担当係長

今の市長はスポーツで B 市を元気にということを日頃からおっしゃっていただいて, そういった意味ではこう厳しい財政状況の中にあっても, (予算を) つけるべきところはつけましょうと. そういう気持ちをお持ちではないのかなあと我々としては思います. そういった意味では様々な場面でスポーツを取り上げていただいているので.

この発言から, 自治体においては首長の裁量がいかに大きいかを物語っている. また, 首長がスポーツを中心に据えた都市の活性化を志向しているからこそ, そのスポーツ政策も革新的なものが生まれてくるという可能性は否定できない. 伊藤 (2002) は, 政策形成の初期の最も重要な段階である「最初の問題提起」や「問題の形成」において首長の影響力が最も強く行使されることを述べており, 首長が政策形成において重要な役割を担うことは, まず間違いない. 以下の C 市企画係長の発言からは, 実際に首長が影響力をもった過程が窺える.

C 市:企画係長

今までも, スポーツを活用してまちづくりをしようとしていなかったかというところ, そんなことはないんですが, そのへんを (首長から) 改めて直接指示があったということで, より一層 (政策形成の) 動きが出たと, そういうことですね.

このように自治体のマンパワーは首長に代表されることが多いが, もう一つのマンパワーとして人的なつながりが挙げられる. インタビューにおいては, どの自治体もスポーツ政策の優先順位の低さに起因する財政難を語っていた. その財政難を克服する手段として人的なつながりを上手く活用している事例がいくつかみられた. 例えば, B 市担当係長は以下のように述べている.

B 市:担当係長

ただそれよりも大事なの、お金もそうだけど、人的なつながりね。やはり関係者との地道な日々のこうつながりっていいですかね、それが本当に大事だと思います・・・(中略)・・・やっぱり結構担当者とか、関係者の気持ち、それで(スポーツ行政を)動かしているようなところってすごく大きくて、それが要は自治体の中の壁とかを越えていく部分もあるな、と思ってしまうんですよ。

ここで述べられているような人的なつながり、すなわち人的ネットワークは、自治体内部の壁をも超える原動力となることが示唆されている。ここで重要なのは、自治体の境界を越えた職員間の情報交換が、活発に行われるということである。伊藤(2003b)は、この情報交換こそが、相互参照を支える重要なチャネルであるということを述べている。また、以下の発言にある A 市主事も同様に、このマンパワーに言及したものとなっている。

A 市:主事

正直に申し上げれば、(予算の)状況は大変厳しいところでありまして、余裕があったというようなことではないです。逆に予算の無い範囲で、そのマンパワーといいますか、出来るところで色々と検討していく必要があるのかなと。実際競技団体の方とか、まあスポーツ協会とかですね、そういったところとのつながりは大切にしていかなければならないと思っています。

もちろん、改革マインドをもった首長のリーダーシップは、政策革新を志向する際に重要な要素であることは間違いない。しかしながら、優先順位の低いスポーツ政策(中村, 2006)を全面に押し出して都市経営を進める首長の数がそう多くはないことも事実として受け止めなければならない。そうした際には、改革に情熱を持った職員が政策革新を推進していくことは、高橋・大西(1994)によって報告されており、首長と自治体職員の両輪が相互に影響し合って政策革新はかたちづくられてきたと考えられる。

(6) 概念図の作成

これまでの結果を踏まえて、ステップ 2～4 で生成された概念及び下位カテゴリー、上位カテゴリーについて相互関係を検討し、概念図を作成した（図 12）。

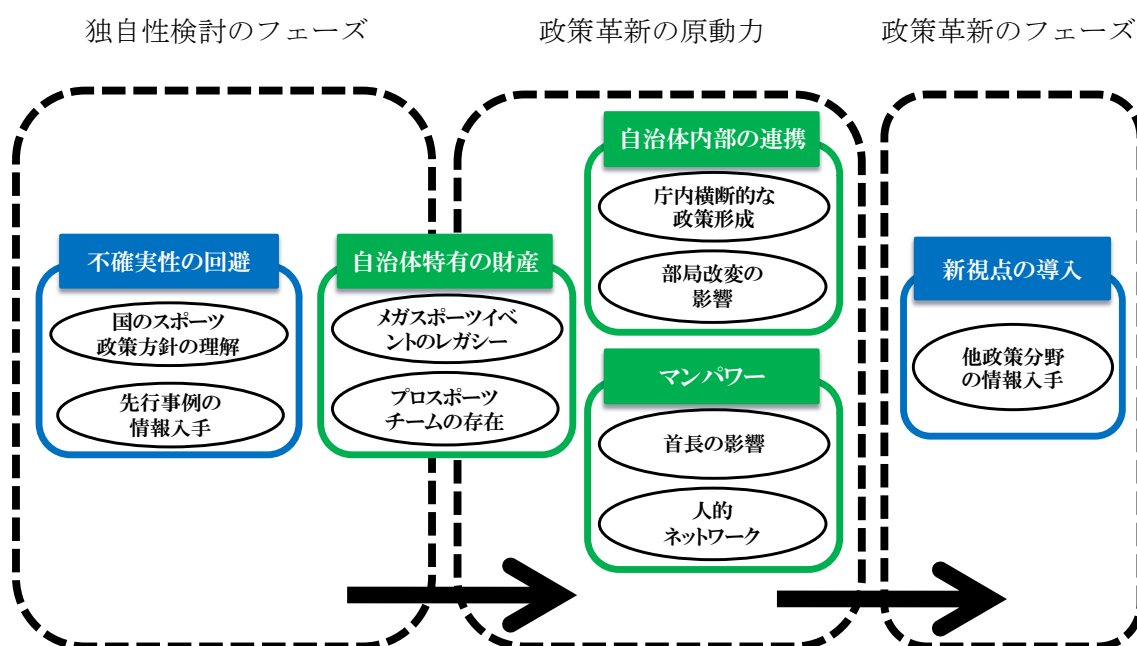


図 12：抽出された概念及び下位カテゴリーの概念図

（注）青は「相互参照」、緑は「内生条件」に統合された下位カテゴリーを表す。

この図では、【不確実性の回避】を志向する自治体の相互参照（[国のスポーツ政策方針の理解]、あるいは[先行事例（スポーツ政策）の情報入手]）が基点となって、自治体が独自性の検討を始めることを表している。その後自治体では、独自性の観点から、【自治体特有の財産】の見極めをするものと考えられる。今回の調査対象となった革新自治体では、特有の財産として、[メガスポーツイベントのレガシー]や[プロスポーツチームの存在]が挙げられたが、レガシーやプロチームといったスポーツ資源を域内に持たない自治体で

あっても、政策採用の際には、当然域内にある地域財産の見極めが重要になることは間違いない。したがって、【不確実性の回避】及び【自治体特有の財産】の見極めといった“独自性検討のフェーズ”は、どの自治体も政策採用の際に通る必須通過点であることが推察される。そして、“政策革新のフェーズへと向かう強力なエンジン（原動力）”として機能しているのが、内生条件である【自治体特有の財産】、【自治体内部の連携】、【マンパワー】の3つであると考えられる。【自治体特有の財産】が他都市にはない魅力的なスポーツ資源であればある程、政策革新は生まれやすいであろうし、また、[部局改変]によって[庁内横断的な政策形成]が可能になったという生の発言データは決して無視できない。そして、先行研究でも指摘されてきた[首長]や[自治体職員のネットワーク]を中心とした【マンパワー】は、政策革新において当然重要な要素となり得る。したがって図12に示すような過程を経て、自治体は“政策革新のフェーズ”へ到達すると推察される。そして、このフェーズでは、これまでみてきたようにスポーツ政策のみならず、[他政策分野への情報入手]を通して、積極的に【新視点の導入】を図っていくという動きが自治体にみられると考えられる。

第4章 結論

第1節 結果の総括

本研究では、量的研究（研究1）、質的研究（研究2）の両側面からスポーツ政策分野における政策革新の実態を明らかにすることを試みた。これらをまとめると、①地方自治体のスポーツ振興計画において、「経済効果」、「宣伝/PR」、「知名度向上/イメージアップ」が新しい施策上の試みであることが示唆された。また、スポーツ政策分野全体でみれば、これら革新的なスポーツ施策を志向する自治体はあまり多くないという現状が明らかになった。②スポーツ政策の情報入手経路についてみたところ、自治体区分による一定の階層性を見出すことが出来た。また、「相互参照」は約9割の自治体でみられたが、その参照先は極めて限定的であるという傾向が確認された。③インタビュー調査より抽出された9概念5カテゴリーの条件のもと、それらが相互に作用し合って独自性検討のフェーズから政策革新のフェーズへと向かう政策革新過程を明らかにすることが出来た。以上が、目的①～③の達成を試みて得た結果である。

「相互参照」の観点から考えれば、研究1と研究2で共通して2つの可能性が示唆されたといえる。それは、「自治体区分や距離の遠近に依らない、より広範囲にわたる相互参照」、そして、「スポーツ政策だけではない多様な政策分野への相互参照」が政策革新を促すということである。佐伯（2006b）は、日本のスポーツが新しいステージに向かうためには、これまでのスポーツ振興のパラダイムとフレームを打破し、新しい視点でスポーツ振興を考え、捉えねばならないと述べている。この観点に従えば、「経済効果」、

「宣伝/PR」,「知名度向上/イメージアップ」といった施策は,確かに新しい視点でスポーツ振興を捉えていると考えられるが,もちろん全ての自治体がこのような施策を必要としている訳ではない.したがって,スポーツ政策分野にける政策革新が急速に進むということは今のところ考えにくい.

しかし,ある自治体が新政策を採用したという事実は,課題解決のための代替案が新たに生み出されたことを意味するため(伊藤,2001),地域の活性化にスポーツの経済的側面を活用するという地方自治体の新たな取り組みは今後も続くものとみられる.その際,後続自治体は先行自治体のスポーツ政策にのみ目を向けるのではなく,本研究で示したような“参照行動の広がり”を意識することが非常に重要であると考えられる.なぜなら,この“参照行動の広がり”こそが自治体に新たな政策アイデアをもたらし,ひいてはスポーツ振興のパラダイムシフトを誘発する起爆剤となり得る可能性を秘めているからである.

第2節 研究の限界と今後の課題

本研究は,全国147自治体のみを対象としたために,特例市より小規模の自治体区分における事例は除かれた.当然,政策革新は,大規模自治体に限定された現象ではなく,たとえ小規模の市区町村であろうと政策革新の可能性は十分に考えられる.そのため以後の研究では,小規模の市区町村を含めた調査を実施し,更なる革新的事例の発見が望まれる.

量的研究では,コレスポンデンス分析の寄与率の低さから今回の結果を過度に拡大解

積してはならず、あくまで、本研究において政策革新の一端を示すことが出来たと考えるのが妥当である。また質的研究においては、どのような条件のもとで、自治体が政策革新に至るのかを明らかにすることが目的であったため、革新的スポーツ施策を期待する効果に挙げた自治体（A）のみを対象としたが、さらに追加調査として、その他自治体（B）へのインタビューを行うことが出来れば、より明確にその条件を浮き彫りにすることが可能であったと考える。しかし、いずれにせよ質的研究では現象に内在する意味を見出すことを目的としているため（大泉，2010），結果の一般化は難しいということ念頭に置かなければならない。

最後に、以上の量的研究・質的研究はいずれも地方自治体のスポーツ振興担当部署の職員を対象にしたため、その研究結果は、あくまで自治体職員の見解から見出されたものであることに留意する必要がある。今後は一視点からの検討ではなく、スポーツ振興審議会、スポーツ振興事業団、体育協会といった多様なスポーツ行政アクターにまで研究対象を広げることで、より包括的に政策革新の実態を捉えることができると考える。

参考文献一覽

- ・秋吉貴雄（2004）政策移転の政治過程：アイディアの需要と変容．年報公共政策研究，（4）：59-70.
- ・Bennett, Colin J.（1991）How States Utilize Foreign Evidence. Journal of Public Policy, 11（1）：31-45.
- ・Dolowitz, D.（2000）Policy Transfer: a new framework of policy analysis. Dolowitz, D., Hulme, R, Nellis, M and O'Neill, F, Policy Transfer and British Social Policy: Learning from the USA? Open University Press : 9-37.
- ・Gray, V.（1973）Innovation in the States: A Diffusion Study. American Political Science Review,（67）：1175-1185.
- ・河東賢（2007）韓国におけるマニフェスト普及と政策移転ネットワーク形成．アジア経済，48（11）：26-52.
- ・原純輔・梅野道郎（1984）社会調査演習．東京大学出版.
- ・原田宗彦（2011）日本体育学会第 62 回大会「地方自治体におけるスポーツ施策イノベーションに関する研究Ⅰ：スポーツと観光の戦略的融合」発表資料.
- ・原田宗彦（2002）スポーツイベントの経済学．平凡社新書.
- ・原田宗彦（2009）スポーツマネジメントの時代 ①独立リーグと地域イノベーション．月刊体育施設．体育施設出版，リニューアル記念号：68-69.
- ・原田宗彦（2008）原田ゼミのスポーツビジネス入門（第 23 回）スポーツと地域イノベーション②．月刊体育施設．体育施設出版，37（1）：48-50.
- ・藤村正之（1999）福祉国家の再編成．東京大学出版会.
- ・古川俊一・森川はるみ（2006）地方自治体における評価の波及と生成過程の分析．日本評価研究，6（1）：133-146.
- ・保健体育審議会答申（1972，1989）
- ・伊藤修一郎（2001）政策波及とアジェンダ設定．レヴアイアサン，（28）：9-45.

- ・伊藤修一郎（2002）自治体政策過程の動態：政策イノベーションと波及．慶應義塾大学出版会．
- ・伊藤修一郎（2003a）自治体政策過程における相互参照経路を探る：景観条例のクラスター分析．公共政策研究，（3）：79-90．
- ・伊藤修一郎（2003b）まちづくりのモデルはどこか：共同通信社調査から読み解く自治体間の相互参照．社会情報学研究，（7）：1-12．
- ・伊藤修一郎（2004）自治体政策過程を描く：景観条例・景観政策に関するアンケート調査から．自治総研，30（6）：43-62．
- ・伊藤修一郎（2007）自治体発の政策革新：景観条例から景観法へ．木鐸社．
- ・加藤清孝（2009）女性専用フィットネスクラブ選択へ影響を及ぼす要因の質的研究．スポーツマネジメント研究，1（1）：5-18．
- ・加藤大仁（2009）「スポーツ振興くじ法」の立法過程．体育研究所紀要，48（1）：21-28．
- ・鎌田健司（2010）地方自治体における少子化対策の政策過程：「次世代育成支援対策に関する自治体調査」を用いた政策出力タイミングの計量分析．政経論叢 78（3・4）：403-432．
- ・川邊保孝・柳沢和雄（2009）広域スポーツセンター育成政策の実施過程に関する研究．筑波大学体育科学系紀要，32：29-41．
- ・菊幸一（2006）スポーツ行政施策からスポーツプロモーション政策へ．菊幸一・清水諭・仲澤眞・松村和則（編著）現代スポーツのパースペクティブ．大修館書店：96-112．
- ・木下康仁（2003）グラウンデッド・セオリーアプローチの実践：質的研究への誘い．弘文堂．
- ・木下康仁（2007）ライブ講義 M-GTA：実践的質的研究法 修正版グラウンデッド・セオリーアプローチのすべて．弘文堂．

- ・小林良彰・新川達郎・佐々木信夫・桑原英明（1987）アンケート調査にみる地方政府の現実：政策決定の主役たち．学陽書房．
- ・小林勉（2003）日本のスポーツ振興施策の動向と課題：コミュニティ・スポーツ論の系譜に寄せて．信州大学教育学部紀要，（110）81-88．
- ・Lofland, J. (1995) *Analyzing Social Settings: A Guide to Qualitative Observation and Analysis*, 3rd ed. Belmont, California: Wadsworth Publishing. [進藤雄三・宝月誠（訳）（1997）社会状況の分析：質的観察と分析の方法．恒星社厚生閣.]
- ・March, James G. , and Johan P Olsen（1976）*Ambiguity and Choice in Organizations*. Bergen Norway. Universitesfolaget. [遠田雄志・アリソン・ユング（訳）（1986）組織におけるあいまいさと決定．有斐閣.]
- ・Merriam, S. B.（1998）*Qualitative Research and Case Study Applications in Education*. John Wiley & Sons, Inc. [堀薫夫・久保真人・成島美弥（訳）（2004）質的調査法入門：教育における調査法とケース・スタディ．ミネルヴァ書房.]
- ・町田市スポーツ振興計画（2009）
- ・間野義之（2010）スポーツ政策研究の潮流と課題：指定管理者制度の実証的研究に向けて．体育・スポーツ政策研究，19（1）：81-86．
- ・間野義之（2011）公共政策としてのスポーツ振興基本計画．体育の科学，61（1）：17-21．
- ・真山達志（1999）スポーツ振興と行政．同志社スポーツ政策フォーラム（編著）スポーツの法と政策．ミネルヴァ書房：50-101．
- ・真山達志（2006）第16回日本体育・スポーツ政策学会大会報告シンポジウム「スポーツ生政策研究の課題と領域」．体育・スポーツ政策研究，16（1）：13-55．
- ・真山達志（2009）国家基本計画のあり方：スポーツ振興における「基本」計画の意義と課題．日本体育学会大会予稿集，（60）：7．

- ・真山達志（2011）スポーツ政策研究の課題．菊幸一・齋藤健司・真山達志・横山勝彦（編著）スポーツ政策論．成文堂：9-17.
- ・宮本学・勝田隆（2011）日本における国政レベルのスポーツ政策形成過程に関する研究．仙台大学大学院スポーツ科学研究科修士論文集，（12）：143-150.
- ・村澤昌崇（2010）高等教育における政策波及と機関の意思決定に関する研究序説：大学設置基準大綱化以降の自己点検・評価活動の波及に関するイベント・ヒストリー分析．広島大学高等教育研究開発センター大学論叢，（40）：69-85.
- ・村松岐夫（1975）戦後日本の地方政治．足達忠夫・福井英雄・加藤一明・村松岐夫・福島徳寿郎（編著）現代政治と地方自治．有信堂：78-79.
- ・村松岐夫（1988）地方自治．東京大学出版会.
- ・文部科学省設置法（1999）
- ・中澤渉（2002）高校入試改革普及の規定要因：イベントヒストリー分析を用いて．教育制度学研究，（9）：116-129.
- ・中野実（1992）現代日本の政策過程．東京大学出版会.
- ・中村祐司（2005）スポーツの行政学．成文堂.
- ・中村祐司（2006）第16回日本体育・スポーツ政策学会大会報告シンポジウム「スポーツ生政策研究の課題と領域」．体育・スポーツ政策研究，16（1）：13-55.
- ・中山正吉（2000）地域のスポーツと政策．大学教育出版.
- ・成瀬和弥・田崎健太郎（2006）都道府県におけるスポーツ振興計画の現況について．体育・スポーツ政策研究，15（1）：13-21.
- ・成瀬和弥（2008）スポーツの行政組織と振興計画．諏訪伸夫・井上洋一・齋藤健司・出雲輝彦（編著）スポーツ政策の現代的課題，日本評論社：51-61.
- ・成瀬和弥（2011）スポーツ行政計画の体系．菊幸一・齋藤健司・真山達志・横山勝彦（編著）スポーツ政策論．成文堂：61-67.

- ・西浦功（2011）日本のホームヘルプ制度の波及に関する予備的研究：老人家庭奉仕員制度に着目して．人間福祉研究，（14）79-94.
- ・大泉義一（2010）教育学研究における「つくる」ことの意味．教育デザイン研究，（1）：96-99.
- ・岡本哲和（2002）地方政府における政策の再革新の研究．年報行政研究，（37）：130-149.
- ・沖田多賀典・齋藤健司（2009）都道府県におけるスポーツ政策の体系に関する研究：都道府県総合計画の分析を中心として．体育・スポーツ政策研究，18（1）：55-69.
- ・尾崎正峰（2002）スポーツ政策の形成過程に関する一研究：オリンピック東京大会選手村の選定過程を対象に．一橋大学研究年報 人文科学研究，（39）：159-252.
- ・小田利勝（2007）ウルトラビギナーのための SPSS による統計解析入門．プレアデス出版.
- ・齋藤健司（2008）スポーツの立法政策．諏訪伸夫・井上洋一・齋藤健司・出雲輝彦（編著）スポーツ政策の現代的課題，日本評論社：62-74.
- ・西條剛央（2008）ライブ講義・質的研究とは何か SCQRM アドバンス編：研究発表から論文執筆，評価，新次元の研究法まで．新曜社.
- ・佐伯年詩雄（2006a）スポーツ政策の歴史と現在：戦後スポーツの「これまで，今，これから」を考える．現代スポーツ評論，（15）：36-48.
- ・佐伯年詩雄（監修）菊幸一・仲澤眞（編著）（2006b）スポーツプロモーション論．明和出版.
- ・笹生心太（2009）消費社会におけるスポーツ価値の変容：1960 年代のボウリングを事例に．一橋大学スポーツ研究，（28）：35-42.
- ・笹川スポーツ財団（2011）「スポーツ政策調査研究」報告書.
- ・笹川スポーツ財団（2011）スポーツ白書：スポーツが目指すべき未来.
- ・佐々木寿美（2007）福祉政策論：高齢者施策の現状分析と問題解決．学陽書房.

- ・佐々木寿美（2005）現代日本の政策形成と住民意識：高齢者福祉の展開過程．慶應義塾大学出版会．
- ・佐藤郁哉（2008）質的データ分析法：原理・方法・実践．新曜社．
- ・佐藤義男（1989）体育・スポーツの行政・政策．宇土正彦・八代勉・中村平（編著）体育経営管理学講義．大修館書店：17-68．
- ・佐野慎輔（2010）スポーツ基本法廃案までの流れ．SSF 笹川スポーツ財団（著）諸外国から学ぶスポーツ基本法：6-9．
- ・澤田大祐（2011）スポーツ政策の現状と課題：「スポーツ基本法」の成立をめぐって．調査と情報（722）：1-12．
- ・鈴木敦子（2002）調査的面接の技法．ナカニシヤ出版．
- ・スポーツ振興法（1961）
- ・スポーツ基本法（2011）
- ・スポーツ振興基本計画（2000，2006）
- ・関春南（1997）戦後日本のスポーツ政策：その構造と展開．大修館書店．
- ・武田丈太郎（2011）日本のスポーツ政策研究の動向．菊幸一・齋藤健司・真山達志・横山勝彦（編著）スポーツ政策論．成文堂：144-148．
- ・田崎勝也（2003）大学生の言語学習に関する認識的信念：コレスポネンズ分析による探索的研究．フェリス学院大学文学部紀要（38）：123-135．
- ・田中宏和（2007）わが国におけるスポーツ行政及びスポーツ政策に関する研究の現状．国士舘大学体育研究所報，（26）：55-60．
- ・高橋和宏・大西康雄（1994）自己組織化過程のネット分析：地域権力構造の比較研究．八千代出版．
- 高橋伸次・時本識資（1999）スポーツ参加の多様化と 21 世紀社会に向けたスポーツ振興の機軸：「する」スポーツへの多様な関わり方の振興．地域政策研究，2（1・2）：35-55．

- ・地方自治研究センター(1979) 自治体における政策形成の政治行政力学. ぎょうせい.
- ・地方分権推進法 (1995)
- ・地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 (2000)
- ・地方分権改革推進法 (2007)
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (2007)
- ・鳥井健次 (2000) スポーツ振興基本計画のあり方を問う. 前衛, (728) : 148-153.
- ・薄井充裕・並木紀子 (2002) 日本における町並みの保存の現状と課題: 地方公共団体アンケートにみるいくつかの視点. 日本政策投資銀行. Policy Planning Note11.
- ・内山融 (2005) 政策アイディアの伝播と制度: 行政組織改革の日英比較を題材として. 公共性策研究 (5) : 119-129.
- ・内海和雄 (1989) スポーツの公共性と主体形成. 不味堂出版.
- ・内海和雄 (1994) スポーツ政策の現状と問題点. 都市問題, 85 (12) : 27-41.
- ・内海和雄 (1999) 保健体育審議会「答申」の背景と内容. 一橋論叢, 121 (2) : 280-298.
- ・内田治 (2006) すぐわかる SPSS によるアンケートの相関分析. 東京図書.
- ・Walker, Jack L. (1969) The Diffusion of Innovations among the American States. American Political Science Review, (63) : 880-899.
- ・早稲田大学スポーツビジネスマネジメント研究室・電通ソーシャルスポーツ・イノベーションチーム (2011) 地方自治体におけるスポーツ施策イノベーション調査報告書.
- ・渡正 (2010) 地方自治体におけるスポーツ政策の現状と課題. 徳山大学論叢, (71) : 117-135.
- ・山川雄巳 (1997) 政策科学の現状と未来. 政策科学, 5 (1) : 1-20.
- ・山崎重考 (2003) 基礎的地方公共団体のあり方. 自治研究, 79 (10) : 3-64.
- ・吉田勝光 (2007) 地方自治体のスポーツ立法政策論. 成文堂.

付録：調査で用いた質問紙

《ID》

早稲田大学スポーツビジネスマネジメント研究室
株式会社電通ソーシャル・スポーツイノベーションチーム

①ご回答者氏名	
②ご回答者所属部署名	
③ご回答者役職名	
④連絡先	(電話) (E-Mail)

Q1. 貴自治体では、他の自治体のスポーツ担当部局(担当者)と情報交換する場はどの程度ありますか。

名称及び大まかな開催頻度をお答えください。(いくつでも○印)

- | | | | |
|------------------|--------|-----|------|
| 1. 全国的な会議 | (名称: | 頻度: | 回/年) |
| 2. 全県(都・道・府)的な会議 | (名称: | 頻度: | 回/年) |
| 3. 市・地区の会議 | (名称: | 頻度: | 回/年) |
| 4. 特定の自治体との定例会合 | (相手名: | 頻度: | 回/年) |
| 5. その他 | (具体的に: | |) |

Q2. 貴自治体では、スポーツ政策に関する情報収集をどのように行っていますか。貴自治体において最も一般的な収集法に該当する番号に○印をおつけください。(1つだけ○印)

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| 1. 担当する業務の一環として、日常的に行っている | } →Q3-1 へお進みください |
| 2. 課(係)で対応すべき課題がある場合に行っている | |
| 3. たまたま重要な情報に出会ったときなどに詳しく調査する | |
| 4. 特に行っていない(→Q4 へお進みください) | |

→ Q3-1. Q2で1～3に○印をつけた方にお尋ねします。そうした情報は主にどこから得ていますか。

(いくつでも○印)

- | | | | | | |
|---------------------|------------------|-----------------|-----------|--------------|------------|
| 1. 新聞 | 2. 雑誌 | 3. 専門書・学術書 | 4. ホームページ | 5. 他の自治体の担当者 | 6. コンサルタント |
| 7. 国の担当部局 | 8. 県(都・道・府)の担当部局 | 9. 学会や審議会などの有識者 | | | |
| 10. 担当者の参加する研究会・勉強会 | 11. その他(具体的に: | | | | |

Q3-2. Q3-1で選んだ情報源の番号を、最も活用しているものから順に記入してください。

最も活用している情報源: ____ 第2番目に活用している情報源: ____ 第3番目に活用している情報源: ____

Q3-3. Q3-2で最も活用している情報源を通じて収集する情報は、主としてどのようなものですか。

(いくつでも○印)

- | | | | |
|----------------|--------------|--------------|----------|
| 1. 他の自治体の施策や動向 | 2. 国の新たな政策動向 | 3. 国の補助事業 | 4. 住民の要望 |
| 5. 学会の動向 | 6. 外国の事例 | 7. その他(具体的に: |) |

以下の質問にご回答される際には、可能な限り、貴自治体の主なスポーツ政策の策定に携わられたご担当者の方にお答えいただきますようお願い致します。

※「主なスポーツ政策」とは、貴自治体のスポーツ振興に関する基本的な方針、計画(例:〇〇市スポーツ振興基本計画)を対象としてお書きください。

Q4. 貴自治体における主なスポーツ政策の名称を1つだけお答えください。

(主なスポーツ政策をお書きください: _____)

Q5. 貴自治体では、現在どの効果を期待して主なスポーツ政策を実施されていますか。該当する番号に○印をおつけください。(いくつでも○印)

1. スポーツ人口拡大 2. スポーツ振興 3. 地域活性化 4. 地域コミュニティ形成
5. 経済効果 6. 宣伝・PR 7. 知名度向上・イメージアップ 8. 一体感・連帯感の醸成
9. 交流を深める場の創出 10. 生きがいづくり 11. 青少年の健全育成 12. 競技力向上
13. 健康増進・体力向上 14. 施設整備・有効活用

Q6. 貴自治体の主なスポーツ政策を検討するきっかけは、どのようなものでしたか。

(いくつでも○印)

1. 住民からの働きかけ 2. 議会での質問、陳情・請願の採択 3. 国の補助事業の実施
4. 他の自治体の政策制定 5. 国からの指導 6. 県(都・道・府)からの指導 7. マスコミの報道
8. その他(具体的に: _____)

Q7. 貴自治体の主なスポーツ政策の検討は、どのように始められましたか。(1つだけ○印)

1. 担当課から首長へ具申した 2. 首長から担当課へ指示があった
3. 担当課で判断し、事務的に進めた 4. その他(具体的に: _____)

Q8. 貴自治体の主なスポーツ政策を検討する際、参考にした自治体はありましたか。

ある場合は、その自治体名を記入してください。

1. ある(自治体名をお書きください: _____)
2. ない(→Q10へお進みください)

→ Q9-1. Q8で挙げた自治体の内、最も参考にされた自治体についてお尋ねします。

その自治体のどの点を参考にしましたか。(いくつでも○印)

1. 政策検討のきっかけとして 2. 政策の条文 3. 政策の制定過程(検討の手順など)
4. 政策の執行状況 5. その他(具体的に: _____)

Q9-2. その自治体の情報はどのように入手しましたか。(いくつでも○印)

1. 電話による照会 2. 郵便による条文等資料の請求 3. 電子メールによる条文等資料の請求
4. ホームページの閲覧による条文の入手 5. 国からの紹介 6. 県(都・道・府)からの紹介

Q10. 貴自治体の主なスポーツ政策を検討する為に、解決するのが最も困難だった課題は何ですか。

(いくつでも○印)

1. 国の制度との関係(法律への抵触)の解決
2. 住民合意を得ること
3. 庁内の合意を得ること
4. 実効性のある政策案の策定
5. 独自性(わがまちらしさ)を出すこと
6. 執行のための財源・予算の確保
7. 県(都・道・府)や関係機関との調整
8. その他(具体的に: _____)

Q11. Q10 で選んだ課題の番号を、最も困難だったものから順に記入してください。

最も困難な課題: _____ 第2番目に困難な課題: _____ 第3番目に困難な課題: _____

Q12. スポーツ基本法が6月17日に参院本会議で成立しましたが、このことをご存知ですか。

1. はい(→Q13 へお進みください)
2. いいえ

→ Q13. Q12 で「1.はい」と答えた方にお尋ねします。貴自治体では、スポーツ基本法をどのようにしてスポーツ政策に反映されるご予定ですか。具体的にお答えください。

御協力、誠にありがとうございました。

謝辞

“自らの知的好奇心に基づいて学ぶ”ということの素晴らしさを知ったこの2年間は、私の人生において、かけがえのない時間であったと今改めて実感する次第です。最高の仲間に出会い、最高の環境のもと、本当に有意義な大学院生活を送ることが出来ました。本研究を進めるにあたっては、たくさんの方々のご指導、ご協力をいただきましたので、ここに感謝の意を示します。

「大学院では自分がいかに世の中の事を知らないか、その無知を学ぶ2年間になる。」この言葉とともに温かく研究室に迎え入れ、学びの機会を多く与えて下さった原田宗彦先生に何よりも厚く御礼を申し上げます。学部生時代から含めると約5年間、公私にわたってご指導、ご鞭撻を賜りましたこと、心より感謝致しております。また、副査の依頼をご快諾下さり、多くのご助言をいただきました木村和彦先生、間野義之先生、松岡宏高先生にも深く感謝を申し上げます。特に松岡先生には、ゼミで深めた議論を基に、普段から広く論文のご指導を賜りました。

これまで一步一步着実に歩を進め、論文の執筆を終えることができたのは、決して私一人の力ではなく、原田研究室の皆様のお力添えがあつてこそだと感じております。ゼミや大学院合宿において、いつも的確で鋭いアドバイスを下さった大西孝之先生、研究に関する議論に何度もお付き合いいただき、多くの示唆を与えて下さった石井十郎さん、学部生の頃から長きにわたってお世話して下さいました吉倉秀和さん、時に一緒に大笑いし、時に真剣に研究の相談に乗って下さり、いつも頼れる存在だった押見大地さん、研究のことになると、いつも優しく丁寧に教えて下さった松井くるみさん、進路を決めるきつ

かけとなった「挑戦」という言葉を下さった柴田恵里香さん，心から尊敬できる先輩方には感謝の念が堪えません．

そして，研究生活において絶対欠くことができないのは，素晴らしい同期の存在です．荒井勇氣君，上政頼昌弘君，橋本拓哉君，本目みほさん，渡邊健君，渡邊みさとさん，李芝菁さん，皆と共有した大切な思い出は私の宝物です．苦楽を共にし，切磋琢磨できる仲間が居たからこそ，ここまで頑張ってくることが出来ました．本当にありがとう．

また，様々な面で手助けしていただいた原田研究室修士課程 1 年の新井萌さん，飯塚啓太君，田中いづみさん，兵頭陽君，山下怜さん，東伏見体育棟 3 階で一緒に研究生活を送った他研究室の皆様，誠にありがとうございました．さらに，原田研究室 OB・OG の皆様，原田ゼミの後輩の皆様，そして本研究の趣旨にご理解，ご協力をいただきました地方自治体のスポーツ振興担当部署の皆様，株式会社電通ソーシャルスポーツ・イノベーションチームの皆様にも深く感謝を申し上げます．私を支えて下さった全ての方々に対する感謝の気持ちを忘れず，学生生活で得た“学び”を社会へ還元することを目指し，今後も自己研鑽に努めて参りたいと思います．

最後になりましたが，大学院への進学を迷うことなく後押しして下さい，いつも遠くから応援してくれていた両親に心より感謝を申し上げ，私の謝辞とさせていただきます．

2012 年 2 月 23 日

中司 雄基